

忠類村

次世代育成支援行動計画

平成 17 年 2 月

北海道 忠類村

= ・ = ・ = ・ =
目 次
= ・ = ・ = ・ =

総 論.....	1
1... 計画のあらまし.....	3
(1) 計画策定の趣旨.....	3
(2) 計画の性格.....	4
(3) 計画の期間.....	4
(4) 計画策定の方法.....	5
2... 子ども達を取り巻く村の状況.....	6
(1) 人 口.....	6
(2) 年齢構成比.....	7
(3) 出生及び婚姻、離婚の状況.....	8
(4) 世 帯.....	9
(5) 就労状況.....	10
3... 子育ての実態と子ども達の状況.....	12
(1) 育児者の状況.....	12
(2) 就学前児童の保育状況.....	13
(3) 子育てに関する不安や悩み.....	14
(4) 次世代育成に関する支援体制について.....	16
4... 忠類村次世代育成支援計画の取り組みの方向.....	19
(1) 基本理念.....	19
(2) 基本的な視点.....	20
(3) 基本目標.....	22
(4) 忠類村次世代育成支援行動計画の体系.....	24
5... 計画期間の人口推計.....	25
6... 計画の推進体制.....	26
(1) 庁内体制の整備.....	26
(2) 計画の内容と実施状況の公表.....	26
(3) 計画の進行管理.....	26
7... 計画の目標値.....	27
各 論.....	33

目標 1	地域における子育ての支援.....	35
(1)	子育てに関する相談・情報提供体制の充実	36
(2)	子育て支援サービスの充実	39
(3)	保育サービスの充実.....	42
(4)	地域における子育て支援ネットワークづくり.....	45
(5)	児童の居場所づくり、児童健全育成.....	47
目標 2	親子の健康の確保及び増進.....	50
(1)	妊娠から出産まで安心してすごせる	51
(2)	その子らしくすこやかに成長・発達ができる.....	53
(3)	親が子育て力を高め、自信を持って育児ができる.....	56
(4)	子どもひとりひとりの成長に応じた食べる力を豊かに育むことができる.....	58
(5)	むし歯や歯周疾患の予防ができる.....	62
(6)	思春期の子どもが生涯を通して健康に生きる力を育てる	64
目標 3	郷土を愛し未来を担う子どもの教育環境づくり	67
(1)	子どもを生き育てる意義の教育・啓発	68
(2)	学校教育の充実	70
(3)	家庭や地域の教育力の向上	73
目標 4	子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備	76
(1)	良好な生活環境の確保	77
(2)	安全・安心のまちづくり	79
目標 5	子どもの権利を守る環境の整備	81
(1)	児童の権利に関する条約の普及・啓発	82
(2)	児童虐待防止対策の充実.....	83
(3)	ひとり親家庭の自立支援の推進.....	85
(4)	障害児施策の充実.....	86
(5)	被害を受けた子どもの保護の推進.....	87

総論

1 計画のあらまし

(1) 計画策定の趣旨

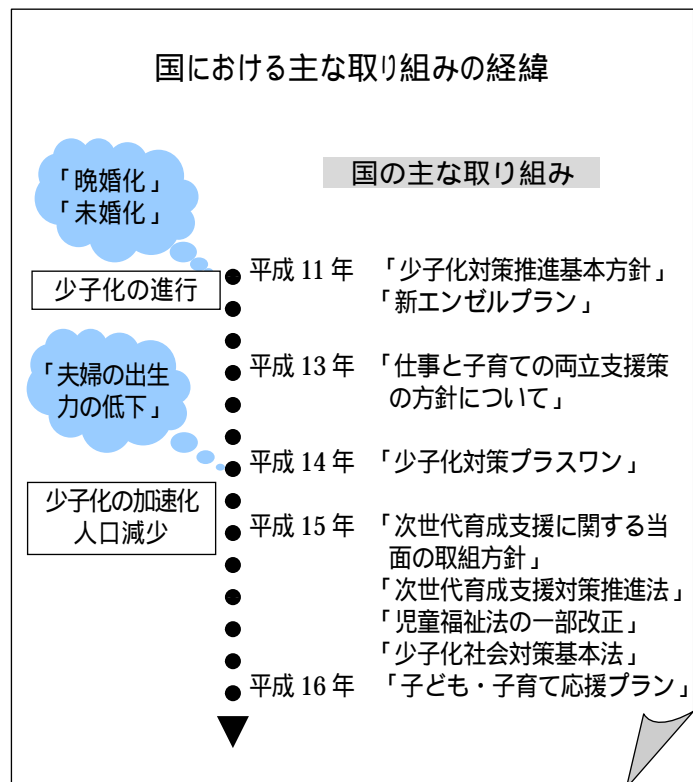
現在、我が国の少子化は急速に進み、平成 15 年の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は 1.29 と過去最低となり、人口を維持するのに必要とされる 2.07 という数値を大きく下回っています。

少子化による影響は、子どもの健やかな成長だけでなく、若い労働力の縮小や地域社会の活力の低下、年金、医療、介護などの社会保障費の増大など、社会経済全体に影響を及ぼすことが懸念され、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

国においては少子化対策として、平成 11 年に「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）」、平成 13 年には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づいた「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心とした子どもの産み育てやすい環境整備に力点を置いた取り組みを行ってきました。

しかし、少子化の流れは止まらず、さらに今日の少子化の特徴は、これまで主要な要因としてあげられていた「晩婚化」「未婚化」に加え、結婚した夫婦が産む子どもの数そのものが減少する「夫婦の出生力の低下」という新たな要因が指摘され、少子化が加速することが危惧されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では平成 14 年に「少子化プラスワン」を示し、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 つの柱に沿った総合的な取り組みを推進することとなりました。そして、平成 15 年 3 月には「次世代育成支援に関する当面の



取組方針」が示され、同年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」、「児童福祉法の一部を改正する法律」、「少子化社会対策基本法」が策定されました。また、平成 16 年 12 月には、国の新しい少子化対策計画となる「子ども・子育て応援プラン」が決定し、若者の自立、働き方の見直し、児童虐待防止対策など、保育事業中心だった新エンゼルプランに比べ対象を大きく広げており、平成 17 年度から 5 年間の施策の実施目標とともに、10 年後に目指す社会像を掲げています。

本村においても少子化問題は重要な課題であり、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりを目指し、「子育ての社会全体での支援」の推進に向けて「忠類村次世代育成支援行動計画」を策定します。

(2) 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく法定計画です。

計画の策定にあたっては、本村の最上位計画である〔第 4 期 忠類村総合計画「大地に愛され緑輝くやすらぎのふるさと」〕や「第 2 次忠類村母子保健計画」、教育関係計画、道や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

本計画では、目標に向かって具体的な取り組みが展開されるように、各分野の現状と課題の分析・把握を行った上で、取り組むべき施策や目標達成の基準となるように目標値を示しています。

(3) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村が策定する行動計画は 5 年を 1 期として策定するものとされているため、本計画の期間は平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

なお、次期計画については本計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定することとします。

【計画期間】

平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
本計画期間（前期計画）									
				計画の 見直し	（後期計画）				

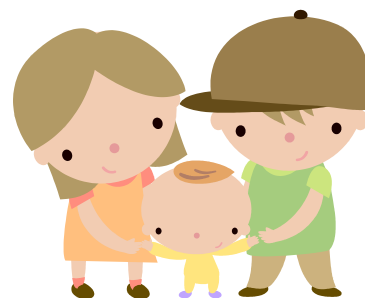
次世代育成支援対策推進法 ▶▶ 平成 26 年度迄

(4) 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の実態や意向を把握するため、「忠類村 次世代育成支援に関するニーズ調査（以下「次世代育成支援ニーズ調査」という。）を平成 15 年度に実施しました。また、保健福祉課、教育委員会、保育所の担当職員からなる「忠類村次世代育成支援推進協議会」を設置し、子育て支援のあり方について協議してきました。

次世代育成支援ニーズ調査の概要

調査の種類	配布数 (票)	回収数 (票)	回収率
就学前児童 保護者	65	50	76.9%
小学生児童 保護者	62	37	59.7%
中学生	57	56	98.2%
合計	184	143	77.7%



2 子ども達を取り巻く村の状況

(1) 人口

② 減少が懸念される人口

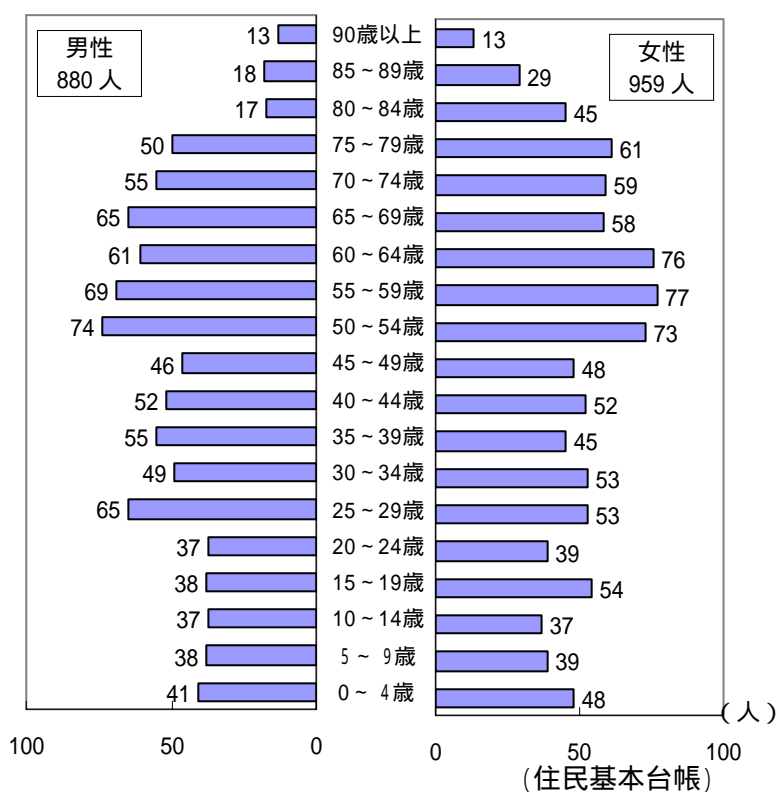
平成 16 年度の本村の総人口は 1,839 人となっています。

人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、中高年層の人口が多いため、男性は 50～59 歳、女性は 50～64 歳を中心に大きなふくらみがみられます。しかし、25 歳未満の人口は少ないため、すその広がりはみられず、人口の減少が懸念される“つぼ型”に近い形となっています。

近年の人口動態をみると、社会動態については転出数に漸増傾向がみられ、平成 14 年度及び 15 年度は転出数が転入数を上回る社会減となっています。

自然動態については、出生数に微増傾向がみられ、平成 15 年度は死亡数を上回る 7 人の社会増となっています。しかし、社会減がマイナス 17 人にのぼるため、平成 15 年度の人口動態はマイナス 10 人となっています。

人口ピラミッド（平成 16 年度）



人口動態 (人)

	社会動態			自然動態		
	転入数	転出数	社会増加数	出生数	死亡数	自然増加数
平成 11 年度	88	82	6	9	15	6
12 年度	87	59	28	12	15	3
13 年度	75	64	11	18	29	11
14 年度	87	93	6	21	26	5
15 年度	72	89	17	23	16	7

(住民基本台帳)

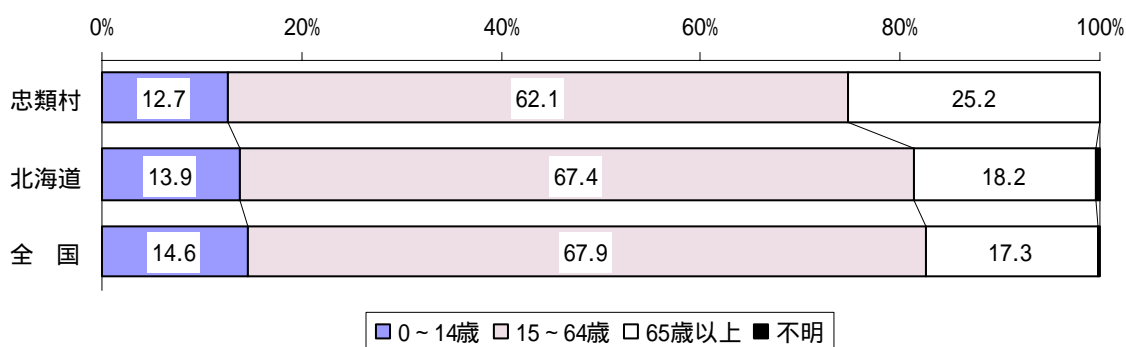
(2) 年齢構成比

➡ 65歳以上の高齢者は4人に1人以上

平成12年の本村の年齢3区分別人口構成比をみると、0～14歳の年少人口比率は13%、15～64歳の生産年齢人口比率は62%で、北海道や全国の数値と比較すると低い比率となっています。一方、65歳以上の高齢者人口比率は25%と高く、北海道の数値よりも7ポイント、全国の数値よりも8ポイント上回っており、本村の高齢化の高さがうかがえます。

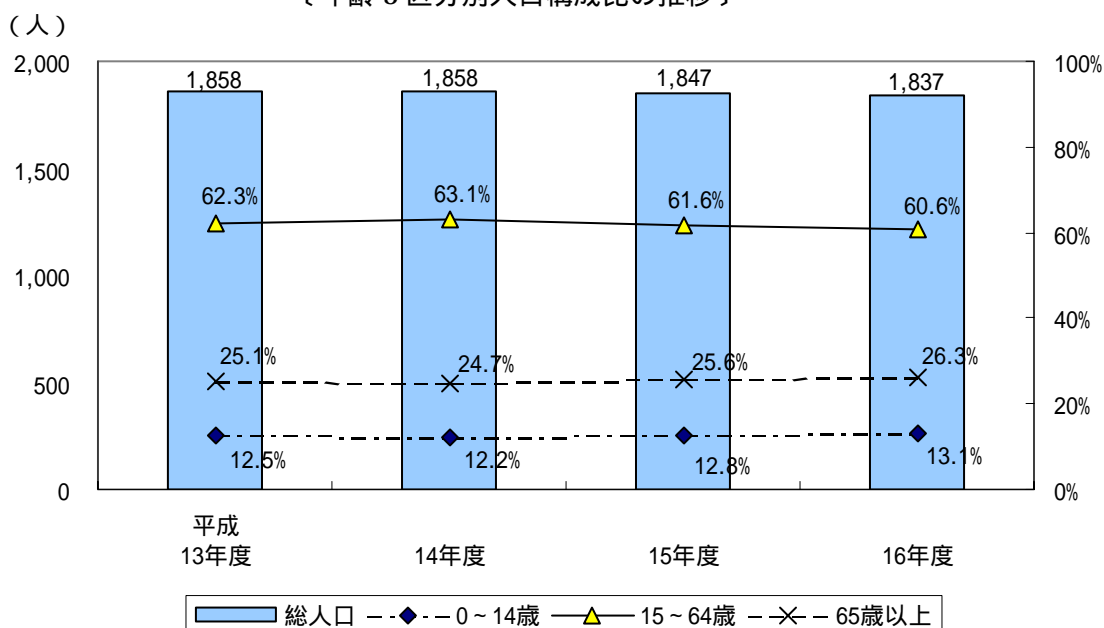
高齢化の進行は近年においてもとどまる傾向がみられず、平成16年度の高齢者人口比率は26%となっています。一方、生産年齢人口比率はやや低下し、年少人口比率は変化がほとんどみられず、安定した状況となっています。

〔年齢3区分別人口構成比率（平成12年）〕



(国勢調査)

〔年齢3区分別人口構成比の推移〕

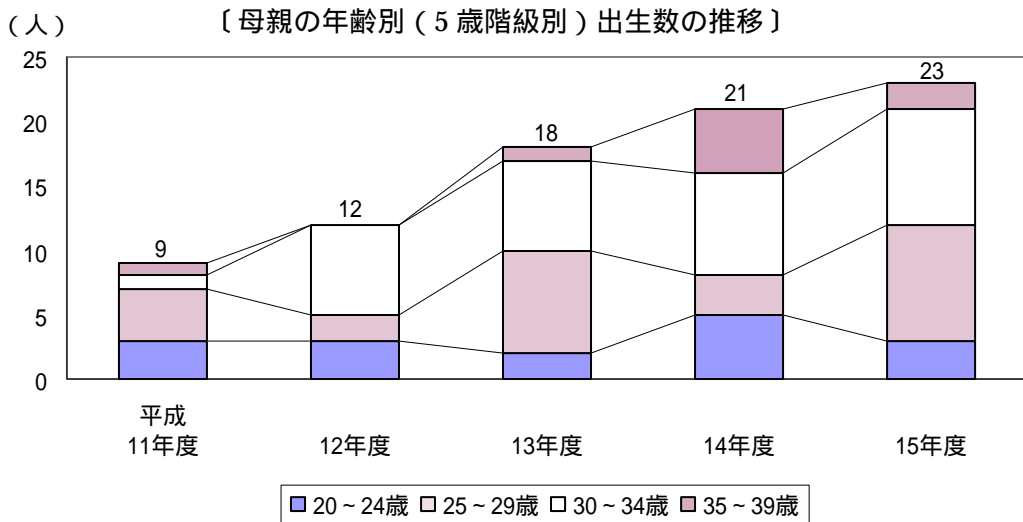


(住民基本台帳)

(3) 出生及び婚姻、離婚の状況

① 微増傾向にある出生数

近年の出生数は微増傾向にあり、平成15年度は23人にのびます。母親の年齢別にみると、全国の数値と同様に25～29歳、30～34歳での出生が多く、近年は30歳以上の出産が増加傾向にある状況がうかがえます。



〔母の年齢（5歳階級別）にみた出生数の構成比〕 (%)

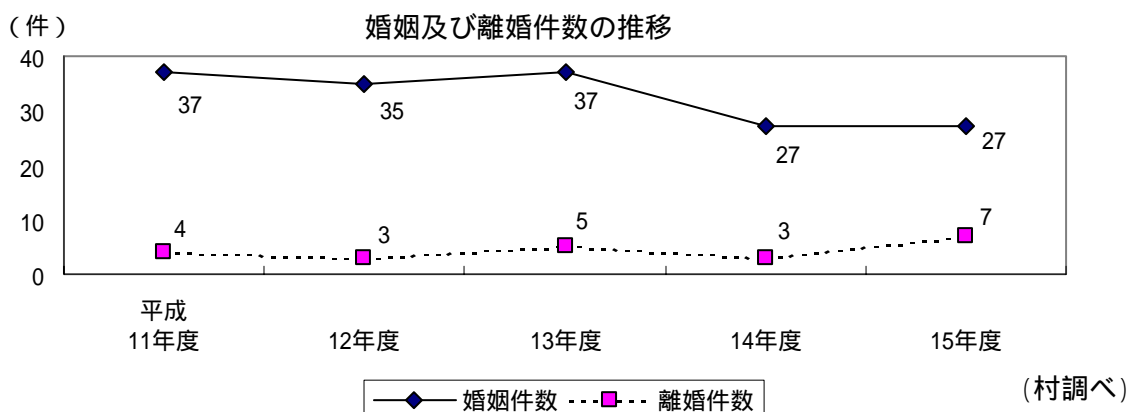
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
忠類村	-	13	39.1	39.1	8.7	-
全国	1.9	13.2	36.9	35.2	11.4	1.4

忠類村は平成15年度，全国は平成14年度 (村調べ)

② 漸減傾向がうかがえる婚姻件数

平成11～13年度の婚姻件数は40件近かったものの、平成14～15年度は30件を割っている状態となっています。

一方、離婚件数は少ない状況が続いていますが、平成15年度は5年間で最も多い7件となっています。



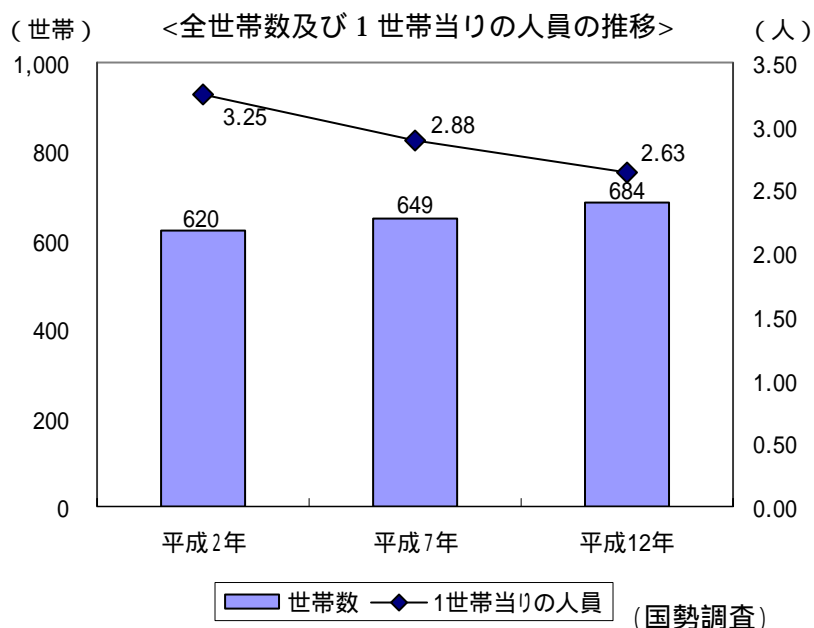
(4) 世帯

② 子どものいる世帯の核家族化

世帯数は、分譲地への新規転入者や単身者向け住宅の建設などにより増加を続ける一方、1世帯当りの人員は減少し、平成12年は2.63人と平成2年よりも0.62人減少し、核家族化が進行している状況がうかがえます。

子どものいる世帯は、平成12年は6歳未満が61世帯、

18歳未満が159世帯で、一般世帯数に占める比率は平成7年よりもやや低下しており、全国よりも低い数値となっています。また、子どものいる世帯における核家族世帯の占める比率は、6歳未満が67%、18歳未満が65%となっており、全国の数値よりも低いものの、平成7年から比較すると7ポイント前後上昇しています。



<子どものいる世帯>

(世帯)

		一般世帯数 A	6歳未満の 子どものいる 世帯数 B		18歳未満の 子どものいる 世帯数 D	
			核家族世帯 C	核家族世帯 E		
			(B/A)	(C/B)	(D/A)	(E/D)
忠類村	平成7年	649	60	36	182	106
			(9.2%)	(60.0%)	(28.0%)	(58.2%)
忠類村	平成12年	684	61	41	159	104
			(8.9%)	(67.2%)	(23.2%)	(65.4%)
北海道		2,164,117	253,257	208,917	619,033	490,545
			(11.7%)	(82.5%)	(28.6%)	(79.2%)
全国		46,782,383	5,356,379	4,209,254	13,051,056	9,714,932
			(11.4%)	(78.6%)	(27.9%)	(74.4%)

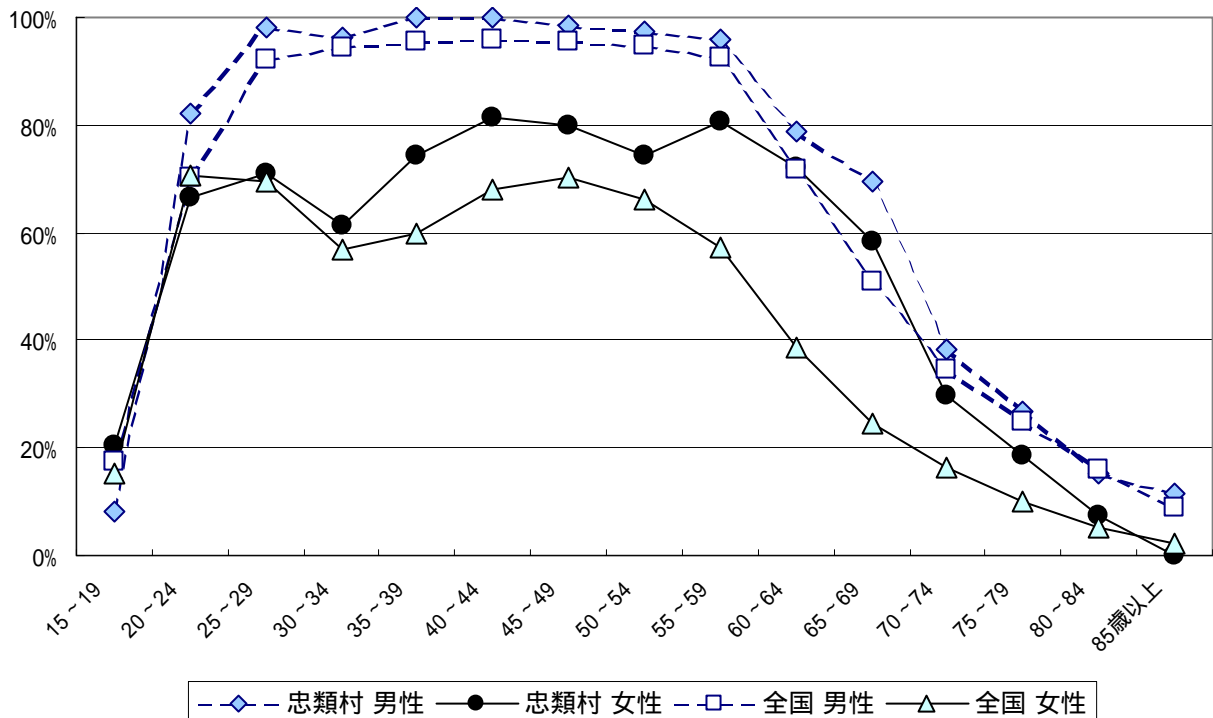
(国勢調査)

(5) 就労状況

② 全国平均を上回る女性の労働力率

年齢階層別労働力率をみると、本村は男女ともに全国よりも高い労働力率となっています。また、女性の労働力率は男性と異なり、本村は、30歳代前半を底とするM字型曲線となっています。しかし、本村は30歳代後半から50歳代にかけて女性の労働力率が高く、8割前後となっており、仕事や家事、子育て等の両立に努めている女性が多い状況がうかがえます。

〔年齢階層別労働力率（平成12年）〕



(国勢調査)

M字型曲線：わが国の女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。M字型曲線は1960年代後半からみられるようになり、日本女性の働き方の特徴であり、「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いことを示していますが、近年はM字型が緩やかになっている傾向がみられ、欧米の形状に近づきつつあります。

② 女性 30 歳代の就業者は主に仕事をしている比率が低い

女性の就業形態をみると、主に仕事をしている比率が高く、7 割を超えています。年齢階層別にみると、15～29 歳は主に仕事をしている割合が 9 割以上と特に高くなっていますが、30 歳代になると 7 割前後まで下がり、家事のほか仕事をしている割合が 3 割前後となり、子育て中は仕事を控えている女性が比較的多い様子がうかがえます。

〔女性の就業形態（平成 12 年）〕

（人）

	就業者 総数	主に仕事	家事の ほか仕事		通学のかた わら仕事	休業者	
			就業者総数に 占める割合	就業者総数に 占める割合			
全 体	458	340	74.2%	112	24.5%	1	5
15～19 歳	10	9	90.0%	-	-	1	-
20～24 歳	25	23	92.0%	2	8.0%	-	-
25～29 歳	32	30	93.8%	2	6.3%	-	-
30～34 歳	26	18	69.2%	8	30.8%	-	-
35～39 歳	35	25	71.4%	10	28.6%	-	-
40～44 歳	35	26	74.3%	9	25.7%	-	-
45～49 歳	59	44	74.6%	13	22.0%	-	2
50～54 歳	58	43	74.1%	13	22.4%	-	2
55～59 歳	58	47	81.0%	11	19.0%	-	-
60～64 歳	48	33	68.8%	14	29.2%	-	1
65 歳以上	72	42	58.3%	30	41.7%	-	-

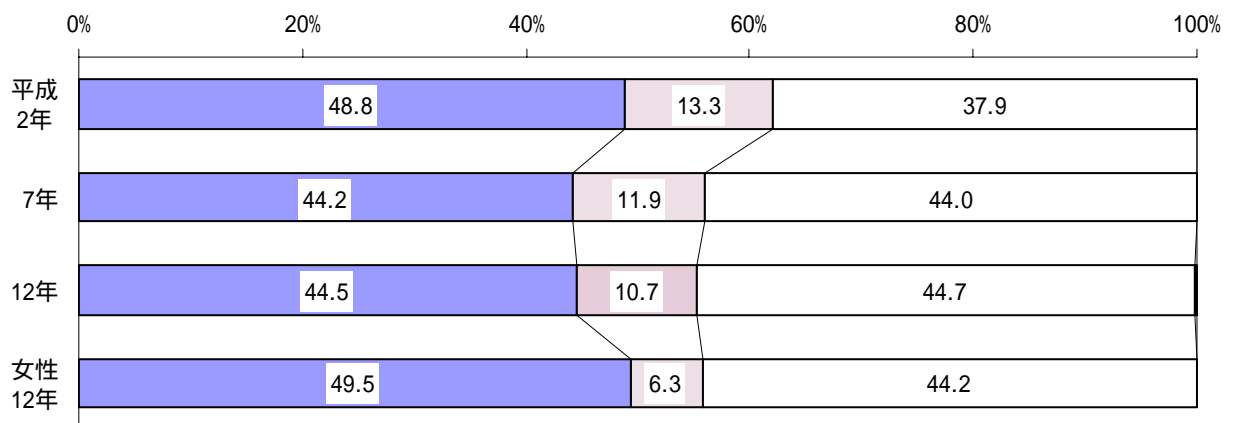
（国勢調査）

③ 女性就業者のほぼ半数が第一次産業に従事

本村は、農業を基幹産業として発展してきましたが、後継者不足などによる離農により、第 1 次産業に従事する就業者の比率はやや低下傾向にあり、平成 12 年はサービス業をはじめとする第 3 次産業に従事する就業者の比率と同程度なっています。

一方、女性就業者は半数近くが第 1 次産業に従事しており、第 3 次産業に従事する就業者の比率よりも若干高くなっています。

〔就業者の産業分類別構成比〕



■ 第1次産業 □ 第2次産業 □ 第3次産業 ■ 分類不能

（国勢調査）

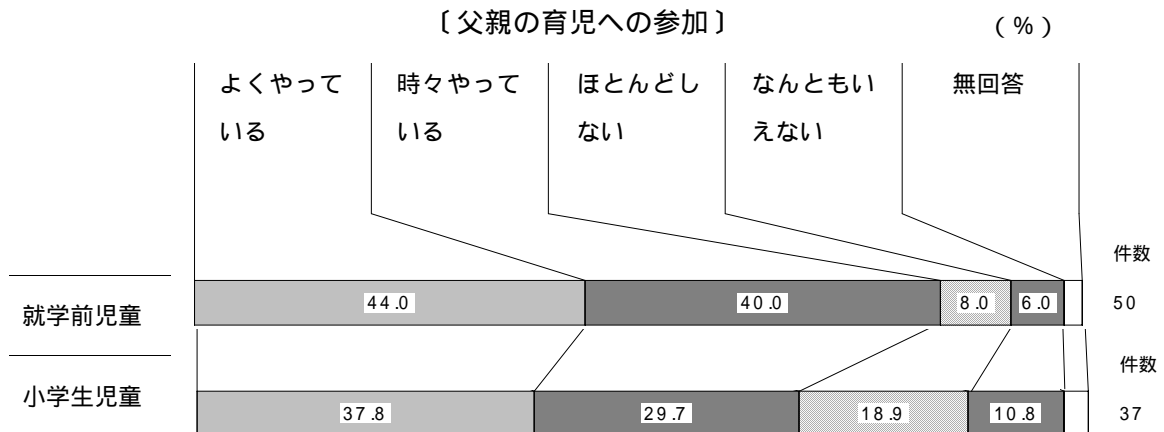
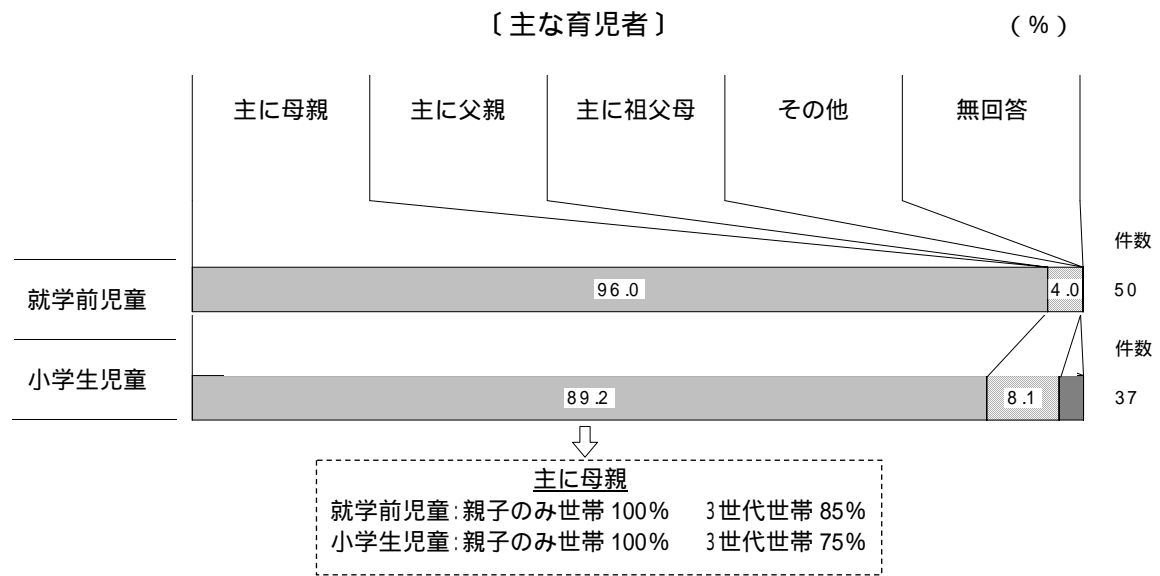
3 子育ての実態と子ども達の状況

(1) 育児者の状況

➡ 主な育児者はほとんどが母親

主な育児者は、就学前児童と小学生児童とも母親が大半を占めており、特に親子のみの核家族世帯においては、全員が母親となっています。

また、育児に参加している父親は多く、就学前児童の父親は8割以上、小学生児童の父親は7割近くにのぼります。



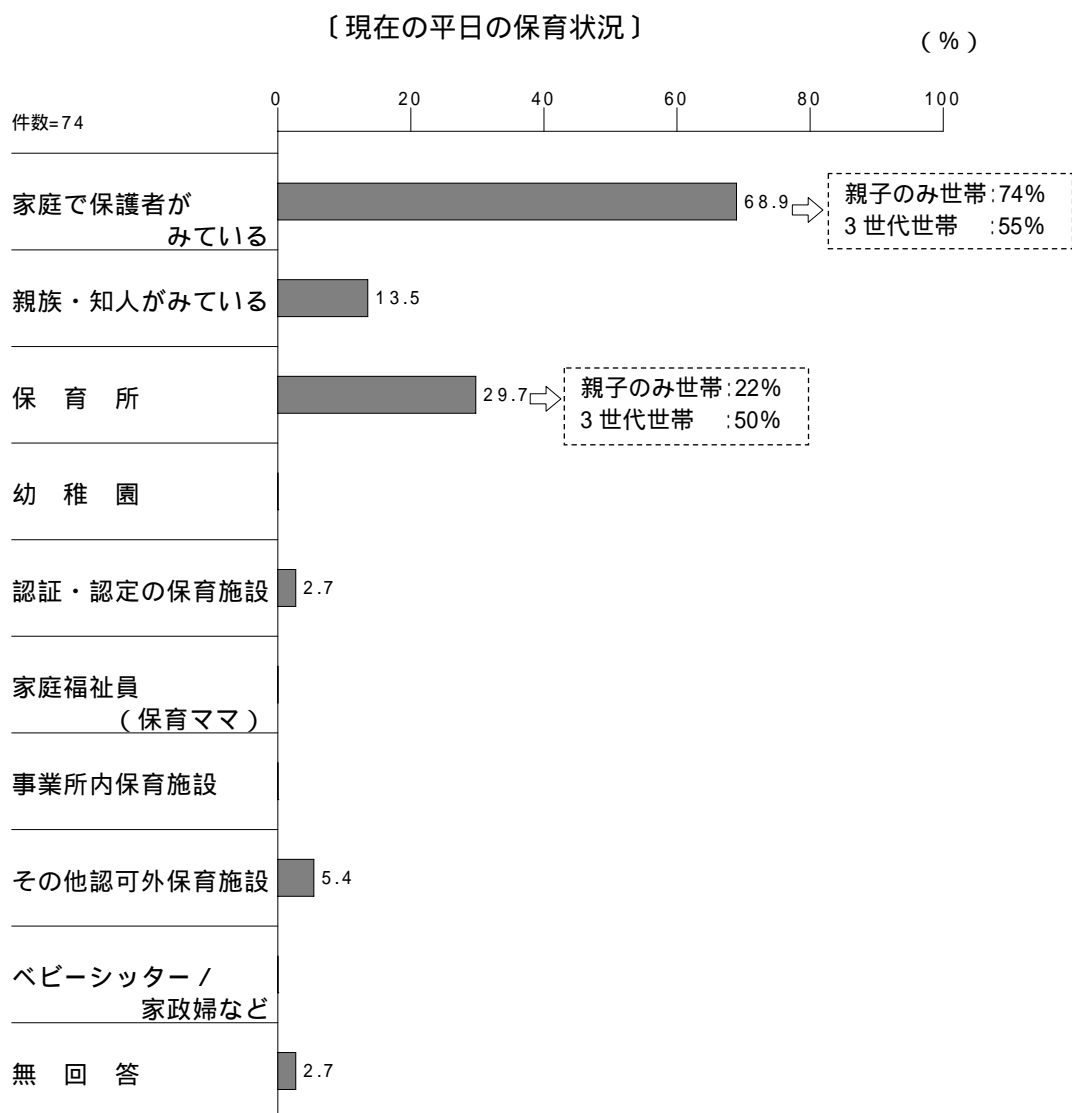
(平成 15 年度 次世代育成支援ニーズ調査)

(2) 就学前児童の保育状況

➡ 7割近くが家庭で保護者がみており、保育所の利用は3割程度

平日の保育状況は、7割近くが家庭で保護者がみていますが、世帯別で見ると、親子のみの世帯は特に比率が高く、7割を超えています。

また、保育所の利用は3割程度となっていますが、3世代世帯は5割が利用しています。



(平成15年度 次世代育成支援ニーズ調査)

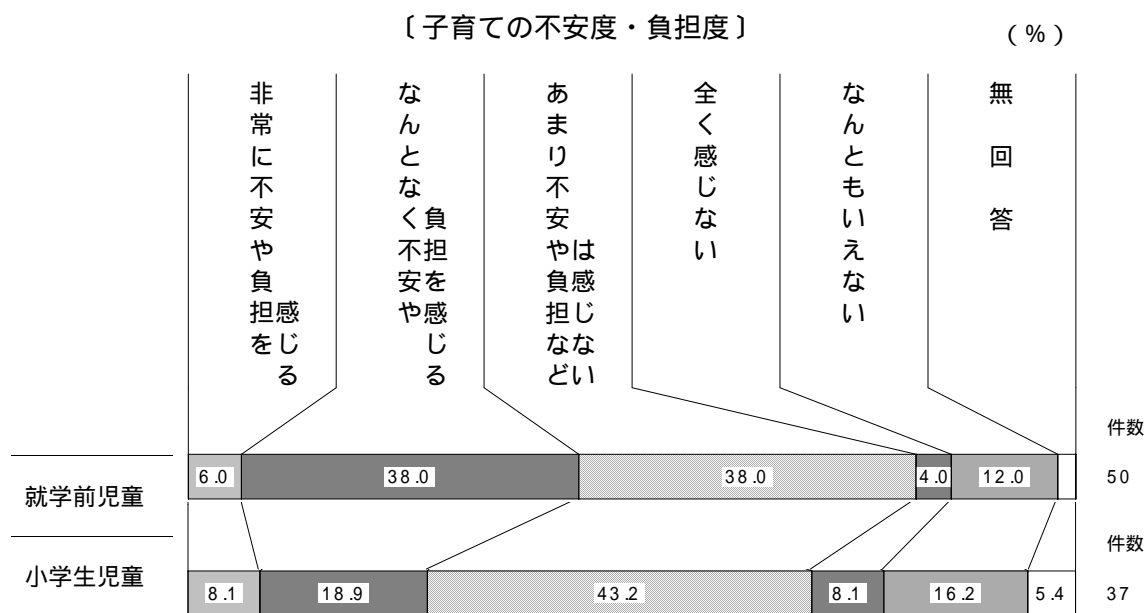
(3) 子育てに関する不安や悩み

☞ 就学前児童の保護者は子育てに不安や負担を感じている人が4割以上

子育てに不安や負担を感じている比率(「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」との合計)は、就学前児童の保護者は44%、小学生児童の保護者は27%となっています。

特に不安なことや悩んでいることは、就学前児童の保護者は自分の自由な時間が持てないことで、小学生児童の保護者は子育てで出費がかさむこととなっています。

子育てで悩んでいることや気になることは、就学前児童の保護者は多岐にわたり、病気・発育に関すること、子どもを叱りすぎている気がする、食事・栄養に関すること、仕事・自分のしたいことができないことなどが多くなっています。小学生児童の保護者は、子どもとの時間が十分にとれないこと、子どもの教育に関すること、子どもを叱りすぎている気がするなどが多くなっています。また、子育てに不安や負担を感じている人は、感じていない人よりも全体的に悩んでいる比率が高く、特に、子どもとの時間が十分にとれないこと、仕事・自分のしたいことができないこと、子どもを叱りすぎている気がするなどは、差異は大きくなっています。



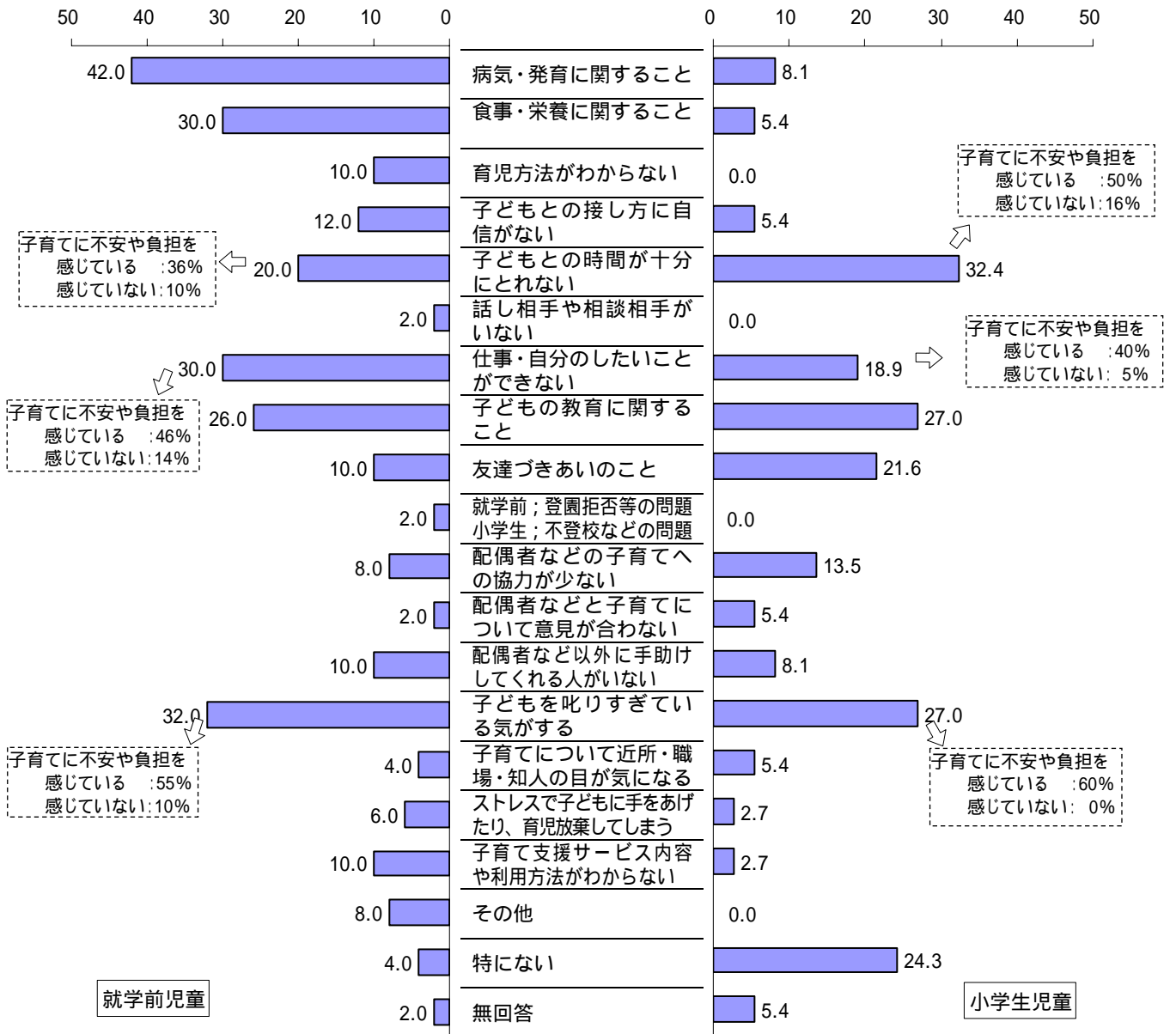
〔子育てで特に不安なことや悩んでいること〕 (%)

	就学前児童		小学生児童	
1位	自分の自由な時間が持てない	34.0	子育てで出費がかさむ	32.4
2位	子育てで出費がかさむ	30.0	自分の自由な時間が持てない	16.2
3位	子育てによる身体の疲れが大きい	28.0	仕事が十分にできない	13.5

(平成15年度 次世代育成支援ニーズ調査)

〔子育てで悩んでいることや気になること〕

(%)



(平成 15 年度 次世代育成支援ニーズ調査)

(4) 次世代育成に関する支援体制について

② 子育て世代は子育て支援施策や教育環境についての満足度が低い

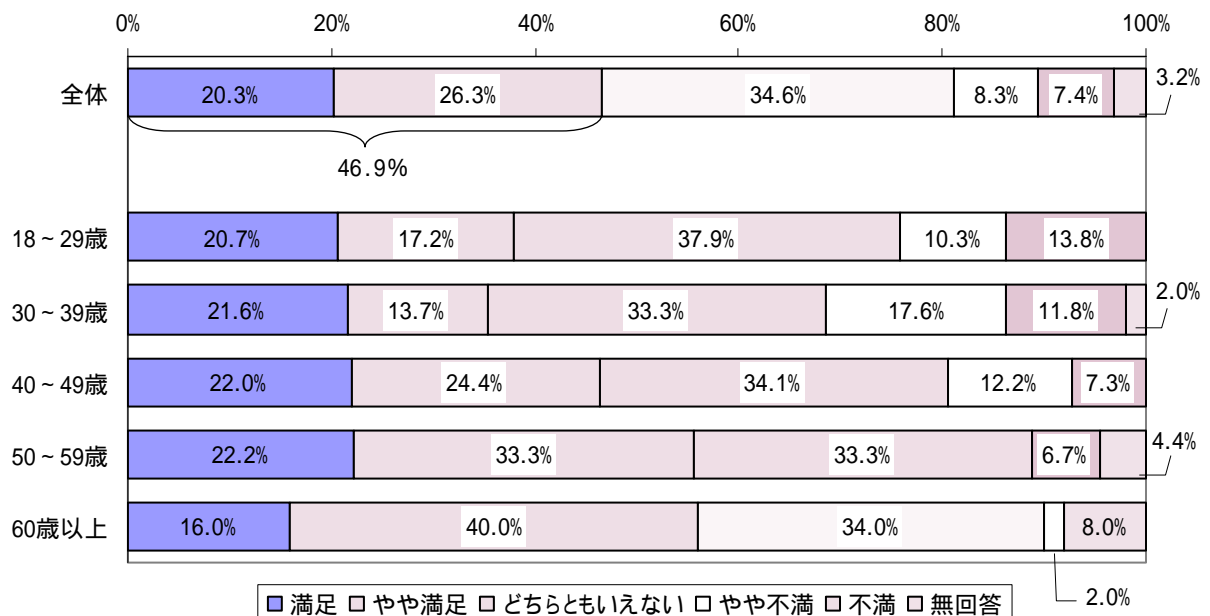
保育所などの子育て支援に対する満足度（「満足」と「やや満足」との合計）は5割近いものの、年齢別にみると、子育て世代である18～39歳未満の満足度は4割を割っています。小中学校などの教育環境についても同様の傾向がみられ、18～39歳の満足度は低くなっています。

また、仮に村が合併した場合の望ましい新町の将来の姿として、本村の住民は「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉まち」「落ち着いて暮らせる、静かでゆとりのあるまち」に続いて、「保育所・学校が充実し、子ども達が地域で健全に育つまち」が3番目に多くなっていますが、子育て世代は特にニーズが高く18～29歳は41%、30～39歳は67%にのぼります。

また、取り組んでほしい重点施策としても、子育て世代は児童福祉や子育て支援の充実についてのニーズが高く、学校教育・幼児教育の充実についても、30～39歳のニーズは高く、4割を超えています。

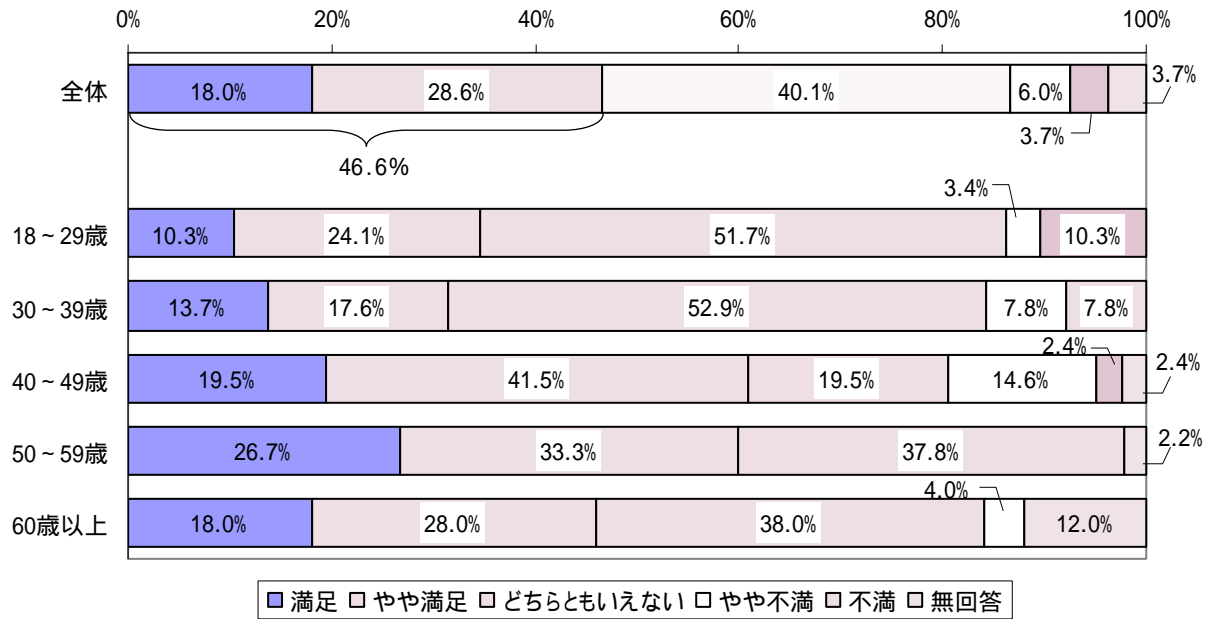
本村では、昭和56年度から放課後児童クラブ（学童保育）を実施しており、また平成13年度からは子育て支援センターを開設、さらには平成15年度から一時保育サービスを開始しています。社会教育においても地域子ども会や各種少年団の育成や家庭教育の充実などに取り組んでいます。今後も子育て世代の次世代育成に関する支援の期待は大きく、多種多様な住民のニーズを踏まえながら各種施策を展開していく必要があります。

〔保育所などの子育て支援の満足度〕



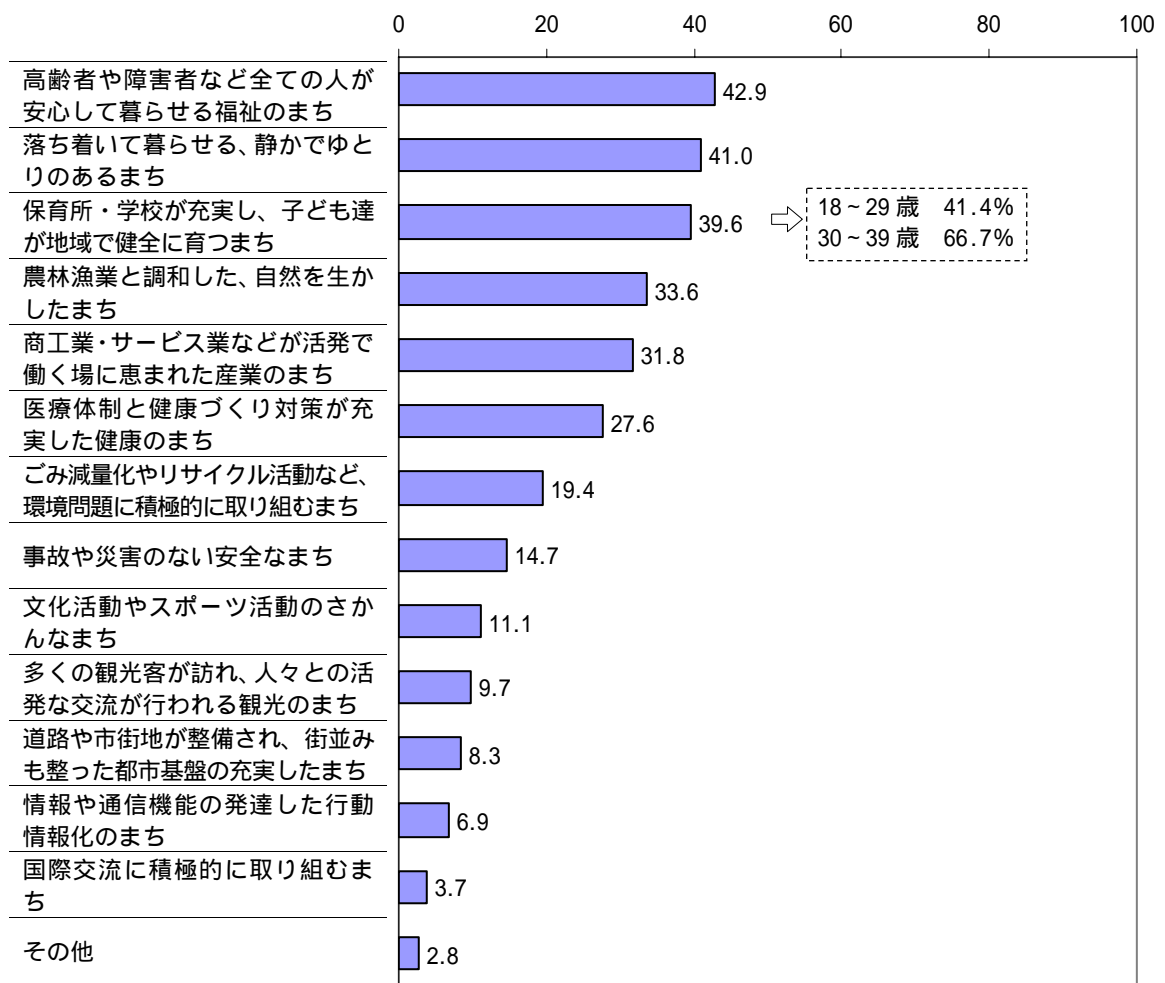
(平成15年度 将来のまちづくりと合併についての住民アンケート調査)

〔小・中学校などの教育環境の満足度〕



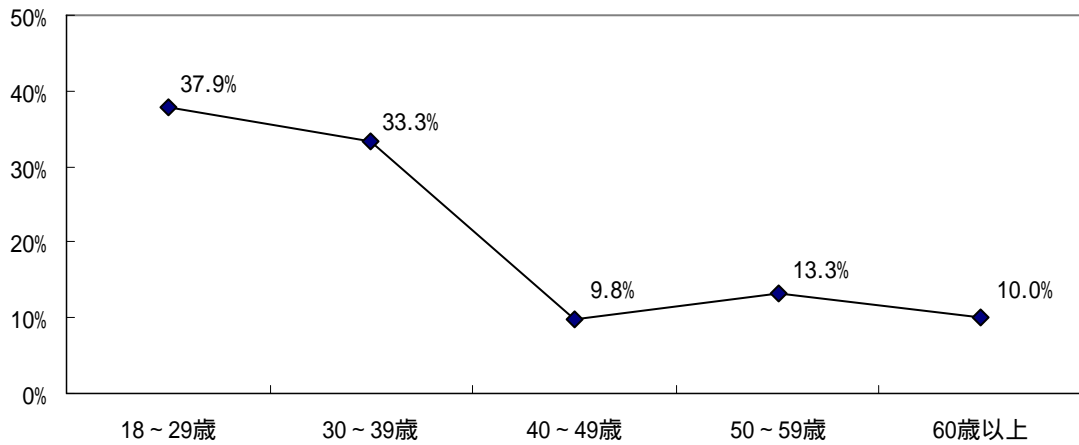
〔望ましい新町の姿〕

(%)

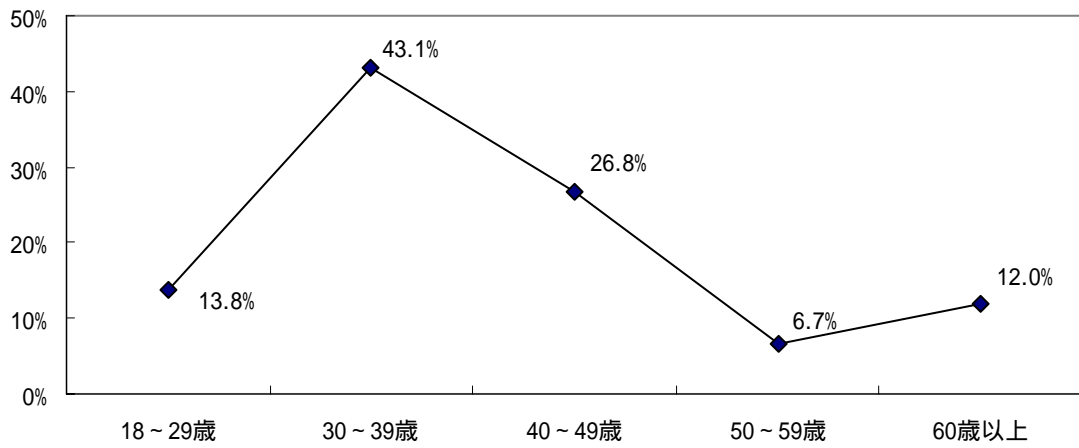


(平成 15 年度 将来のまちづくりと合併についての住民アンケート調査)

〔取り組んでほしい重点施策 - 児童福祉や子育て支援の充実〕



〔取り組んでほしい重点施策 - 学校教育・幼児教育の充実〕



(平成 15 年度 将来のまちづくりと合併についての住民アンケート調査)



4 忠類村次世代育成支援計画の取り組みの方向

(1) 基本理念

本村では、平成 13 年度に「忠類村総合計画」を策定し、忠類村の未来像として、「大地に愛され緑輝くやすらぎのふるさと」とし、子どもからお年寄りまで、すべての住民が生きる喜びを感じられる村づくりを目指して、各種施策を推進しています。

一方、本村では、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等により、子ども及び子育て家庭を取り巻く環境は様々な問題や課題を抱えている状況にあります。

本計画では総合計画の基本理念を踏襲しつつ、忠類村のあすを担う子ども達の成長を支援していくため、より具体性・実効性のある計画を目指していきます。そのため、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもと、村全体で子育ての意義について理解を深め、村が一体となって子育てに伴う喜びが実感できるような環境づくりを進めるため、本計画の基本理念を「豊かな心と創造性あふれる子ども達が成長していくむら 忠類村」とします。

豊かな心と創造性あふれる
子ども達が成長していくむら
忠類村

(2) 基本的な視点

村全体で、次世代育成の支援をしていくため、以下の視点から各種施策・取り組みの展開を図ります。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの育てられた記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さや子どもの健全育成に取り組みます。

家族のつながりという視点

子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、子育てが他の何ものにも最優先されるべきであるとの認識のもと、「家族のつながり」や「親子のきずな」を深めていくことこそが次世代育成支援の基本的な考え方として本計画の各施策を推進します。

サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを行っていきます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から国及び道、村、事業所、地域社会など社会全体の協力により次世代育成支援対策を進めていきます。

子どもの権利の視点

18歳未満のすべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目的として、平成元年の国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。このような状況を踏まえ、次世代育成支援対策の推進においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

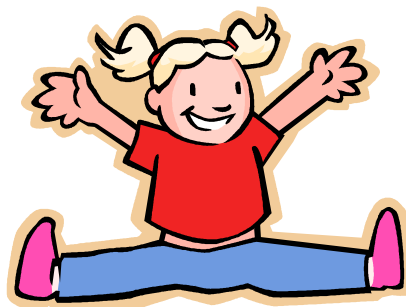
地域における社会資源の効果的な活用の視点

ボランティア団体、自治会等を始めとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

また、保育所、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。

サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めていきます。



(3) 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の分野別の基本目標を掲げます。

目標1 地域における子育ての支援

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

目標2 親子の健康の確保及び増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。(この分野については、第2次忠類村母子保健計画より抜粋し反映します。)

目標3 郷土を愛し未来を担う子どもの教育環境づくり

夢を持ったたくましい子どもを育てるため、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成をめざして取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、忠類村に定住したいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

目標4 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備

子ども及び子育て家庭を含め、すべての村民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。また、社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

目標 5 子どもの権利を守る環境の整備

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるとも言われています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していけるような意識啓発を進めるとともに、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。また障害を持った子どもがノーマライゼーションの理念のもと、ひとりの人間として尊厳を保持し、自立のための支援を受けられるよう障害児施策の充実などに取り組めます。

ノーマライゼーション

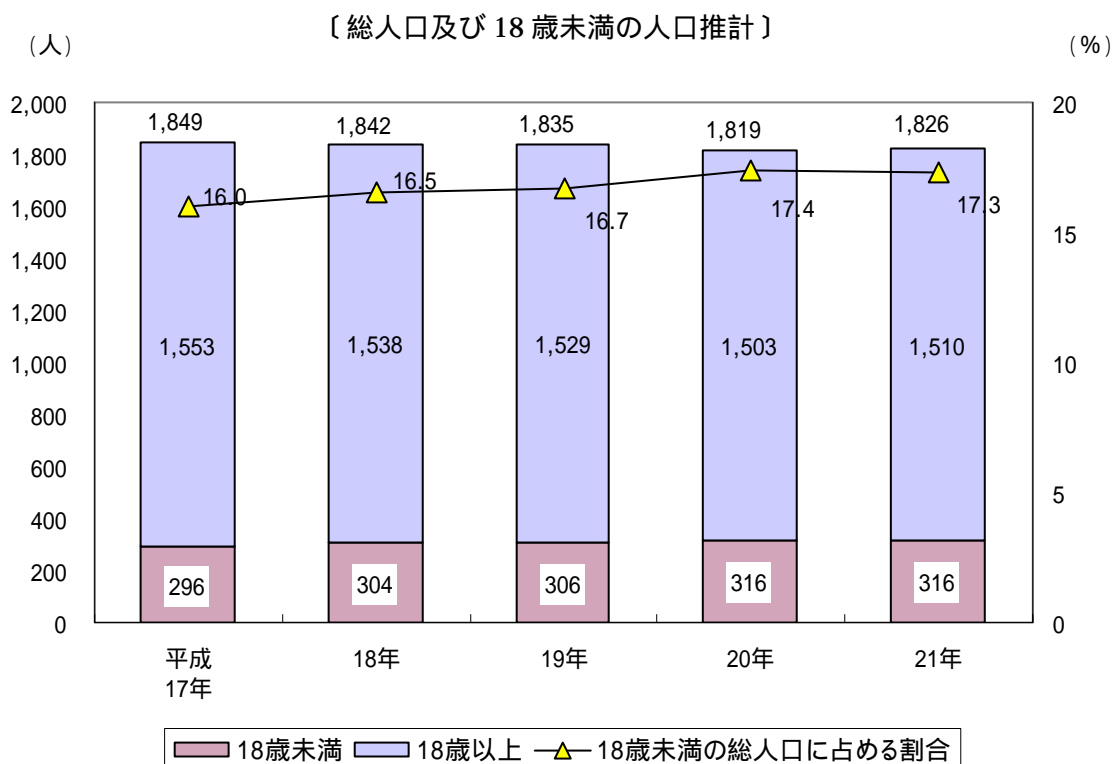
様々な障害をもつ人々や加齢により心身機能が低下した人々が、不自由なく生活できる社会こそが、すべての人にとって暮らしやすい社会（ノーマルな社会）であるとした観点にたち、障害者や高齢者をはじめ、子どもや女性等を含めたすべての人が、家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができるような社会をつくるという理念を指します。

(4) 忠類村次世代育成支援行動計画の体系

目 標	施 策 分 野
<p>目標 1 地域における子育ての支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 子育てに関する相談・情報提供体制の充実 2. 子育て支援サービスの充実 3. 保育サービスの充実 4. 地域における子育て支援ネットワークづくり 5. 児童の居場所づくり、児童健全育成
<p>目標 2 親子の健康の確保及び増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 妊娠から出産まで安心してすごせる 2. その子らしくすこやかに成長・発達ができる 3. 親が子育て力を高め、自信を持って育児ができる 4. 子どもひとりひとりの成長に応じた食べる力を豊かに育むことができる 5. むし歯や歯周疾患の予防ができる 6. 思春期の子どもが生涯を通して健康に生きる力を育てる
<p>目標 3 郷土を愛し未来を担う子どもの教育環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 子どもを生き育てる意義の教育・啓発 2. 学校教育の充実 3. 家庭や地域の教育力の向上
<p>目標 4 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 良好な生活環境の確保 2. 安全・安心のまちづくり
<p>目標 5 子どもの権利を守る環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童の権利に関する条約の普及・啓発 2. 児童虐待防止対策の充実 3. ひとり親家庭の自立支援の推進 4. 障害児施策の充実 5. 被害を受けた子どもの保護の推進

5 計画期間の人口推計

平成 17 年から 5 年間の人口を推計すると、総人口はほとんど変化がみられません。また、今後の 18 歳未満の人口は増加傾向にあります。平成 21 年には 316 人と平成 17 年よりも 6.8% 上昇し、総人口に占める割合は 17.3% になることが推計されます。特に 0～5 歳の人口増が目立っており、平成 21 年は 138 人と平成 17 年よりも 23.2% の上昇が考えられます。



(人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
0～5 歳	112	127	133	137	138
6～11 歳	86	86	89	95	102
12～17 歳	98	91	84	84	76

6 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、産業経済など、庁内の様々な分野にわたります。そのため、本計画の実施にあたっては、各年度においてその実施状況を総合的に把握、点検しつつ、その後の対策を実施していきます。

なお、計画の推進にあたっては、国、道、事業主とも密接に連携・協力しながら取り組んでいきます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況について、広報誌等を活用しながら、村民に分かりやすく周知するとともに、村民の意見を聞きながら、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

(3) 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実行していくには計画の進捗状況の定期的な点検と見直しが必要です。本計画に掲げた目標値に基づき、毎年、進捗状況を点検・把握し、計画の着実な推進をめざします。

7 計画の目標値

この計画を推進していくために子育て支援サービスなどの目標事業量・数値を掲げ、具体的に取り組んでいくこととします。

地域における子育ての支援

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 放課後児童クラブ	1 か所	1 か所
❖ 地域子育て支援センター	1 か所	1 か所
❖ 保育サービス		
• 通常保育事業	定員 70 名、1 か所	定員 70 名、1 か所
• 一時保育事業	定員 6 名、1 か所	定員 6 名、1 か所
❖ 子育ての不安度・負担度		
• 就学前児童保護者	44%	20%
• 小学生児童保護者	27%	10%

親子の健康の確保及び増進

(1) 妊娠から出産まで安心してすごせる

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 妊娠中の喫煙率	8.8% (平成 9 年～14 年度)	低下
❖ 妊娠中に気軽に相談できる人がいる人の割合	今後調整	増加
❖ 母乳で育てたいと思っている妊婦の割合	今後調整	増加
❖ 妊娠中のおっぱいの手入れについて知っている人の割合	今後調整	増加
❖ 出産後 1 か月児での母乳育児の割合	42.0% (平成 9 年～14 年度)	増加
❖ 妊婦一般健康診査での有所見者	11.4% (平成 9 年～14 年度)	減少
❖ 妊娠届出を妊娠 11 週までにする人の割合	73.2% (平成 9 年～14 年度)	増加
❖ 低出生体重児(人口千対)	55.6% (平成 14 年度)	減少
❖ 妊婦が夫に支えられていると思う割合	今後調整	増加

(2) その子らしくすこやかに成長・発達ができる

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 乳幼児健診受診者の満足度	今後調整	増加
❖ 乳幼児健診受診率	乳児健診 88.3% 1 歳 6 か月児健診 88.0% 3 歳児健診 89.4%	増加
❖ 標準的な接種年齢での各種予防接種率	三種混合 (1 歳 6 か月) 初回 98.4% BCG (12 か月) 73.0% 麻疹 (1 歳 6 か月) 62.9%	増加
❖ 1 歳 6 か月児健診で 午前 8 時以降に起きる児 午後 9 時以降に寝る児	24.1% 77.1%	減少 減少
❖ 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないように工夫した家庭の割合	今後調整	増加
❖ 心配蘇生法を知っている親の割合	今後調整	増加
❖ 喫煙者のいる家庭のうち子どもの前でタバコを吸う者の割合	未就学児 56.8% 小学生 26.9%	減少

(3) 親が子育て力を高め、自信を持って育児ができる

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 子育てについて気軽に相談できる人がいる母親の割合	未就学児 96.0% 小学生 81.1%	増加
❖ 子育てに不安を感じる人の割合	未就学児 44.0% 小学生 27.0%	減少
❖ 子育てに自信が持てない母親の割合	未就学児 48.0% 小学生 29.7%	減少
❖ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間のある母親の割合	未就学児 68.0% 小学生 43.2%	増加
❖ 育児に参加する父親の割合	未就学児 84.0% 小学生 67.5%	増加
❖ 家事に協力的な父親の割合	未就学児 50.0% 小学生 43.2%	増加
❖ 子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	未就学児 94.0% 小学生 72.9%	増加
❖ 夫婦で子育てについて話をする父親の割合	未就学児 74.0% 小学生 62.2%	増加

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 育児相談の参加者の割合	37.8% (平成 9 年～14 年度)	増加
❖ 訪問時や乳幼児健診と一緒に祖母が参加する人の割合の増加	今後調整	増加
❖ 子どもをかわいいと思えず負担に感じる母親の割合	今後調整	減少
❖ よくイライラしている母親の割合	今後調整	減少

(4) 子どもひとりひとりの成長に応じた食べる力を豊かに育むことができる

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 朝食を欠食する者の割合 ・中学生 ・未就学児の父 ・未就学児の母 ・妊婦	9.0% 父 28.6% 母 16.3% 今後調整	0% 減少 減少 減少
❖ 牛乳を毎日飲む 1 歳 6 か月児の割合	88.0% (平成 9 年～14 年度)	増加
❖ 野菜を毎食食べる 3 歳児の割合	今後調整	増加
❖ 野菜をほぼ毎食食べる中学生の割合	58.9%	増加
❖ 子ども料理教室参加者の割合	13.8% (平成 14 年～15 年度)	増加
❖ 食事の時に食事環境づくり(テレビを消す等)をする家庭の割合(5～6 か月児)	60.0% (平成 10 年～14 年度)	増加
❖ 朝食を家族揃って食べる家庭の割合	38.1%	増加
❖ 食事のあいさつを言う小学生の割合	48.7%	増加
❖ 食事が楽しいと感じる中学生の割合	25.0%	増加
❖ 新生児期の母乳栄養の割合	42.0% (平成 9 年～14 年度)	増加
❖ 育児相談参加者の割合	37.8% (平成 11 年～14 年度)	増加
❖ 離乳食の味付けを大人の食事と分けていない 11～12 か月児の割合	20.0% (平成 10 年～14 年度)	減少

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 幼児栄養教室参加者の割合	28.7% (平成 9 年～14 年度)	増加
❖ 甘味飲料を毎日飲む 1 歳 6 か月児の割合	51.8% (平成 9 年～14 年度)	減少
❖ おやつを 1 日 3 回以上食べる 3 歳児の割合	18.5% (平成 13 年～14 年度)	減少
❖ 時間を決めておやつを食べる小学生の割合	35.1%	増加

(5) むし歯や歯周疾患の予防ができる

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 3 歳児健診でのう歯有病率	41.2% (平成 15 年度)	減少
❖ 3 歳児健診での 1 人平均う歯数	6.28 本 (平成 15 年度)	減少
❖ 3 歳児健診までにフッ素塗布を 3 回以上受けている者の割合	76.5% (平成 15 年度)	増加
❖ 寝る前の歯磨きをしている者の割合	未就学児 68.0% 小学生 86.5%	増加
❖ 寝る前に仕上げ磨きをしている者の割合	未就学児 66.0% 小学生 51.4%	増加
❖ 1 日 2 回以上歯磨きをしている者の割合	中学生 41.7%	増加
❖ 甘味飲料を毎日飲む 1 歳 6 か月児の割合	51.8% (平成 9 年～14 年度)	減少
❖ おやつを 1 日 3 回以上食べる 3 歳児の割合	18.5% (平成 13 年～14 年度)	減少
❖ 時間を決めておやつを食べる小学生の割合	35.1%	増加
❖ 妊娠中に歯科検診を受けた者の割合	今後調整	増加
❖ 12 歳児の 1 人平均う歯数	4.0 本 (平成 15 年度)	減少
❖ 歯のことで困っている人の割合	中学生 21.4%	減少

(6) 思春期の子どもが生涯を通して健康に生きる力を育てる

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ ここ1か月間に喫煙をした者の割合	中学生 0%	0%
❖ ここ1か月間に飲酒をした者の割合	中学生 21.4%	0%
❖ 誰かに愛されていると思う者の割合	中学生 39.3%	増加
❖ 悩みを相談できる大人がいる者の割合	中学生 46.4%	増加
❖ 親子で性感染症について話すことがある者の割合	今後調整	増加

交通安全体制の整備、児童虐待対策

施策・取り組み	現在の状況	平成 21 年度までの目標
❖ 交通安全体制		
• 交通安全指導員	9人	12人
• こぐまクラブ集合訓練(保育所)	3回/年	3回/年
• 青空教室(小学校)	1回/年	1回/年
❖ 児童虐待防止ネットワーク協議会の積極的運営	運営	意見交換、研修等の積極的運営

各 論

(注)【施策・事業の取り組みの内容】の「実施ランク」

A：継続

B：新規

C：検討ならびに調査・研究

目標 1 地域における子育ての支援

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

- 相談体制の充実
- 情報提供の充実

(2) 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援サービスの充実
- 経済的負担の軽減

(3) 保育サービスの充実

- 保育サービスの充実

(4) 地域における子育て支援ネットワークづくり

- 交流事業の充実
- 自主活動の育成・支援
- 子育て支援ネットワークの構築

(5) 児童の居場所づくり、児童健全育成

- 児童の居場所づくり
- 児童健全育成

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

◆ 現状と課題

本村には、平成 13 年度より忠類保育所に子育て支援センターが開設し、地域の子育て家庭の保護者を対象に、電話や面談による子育て相談を行っています。

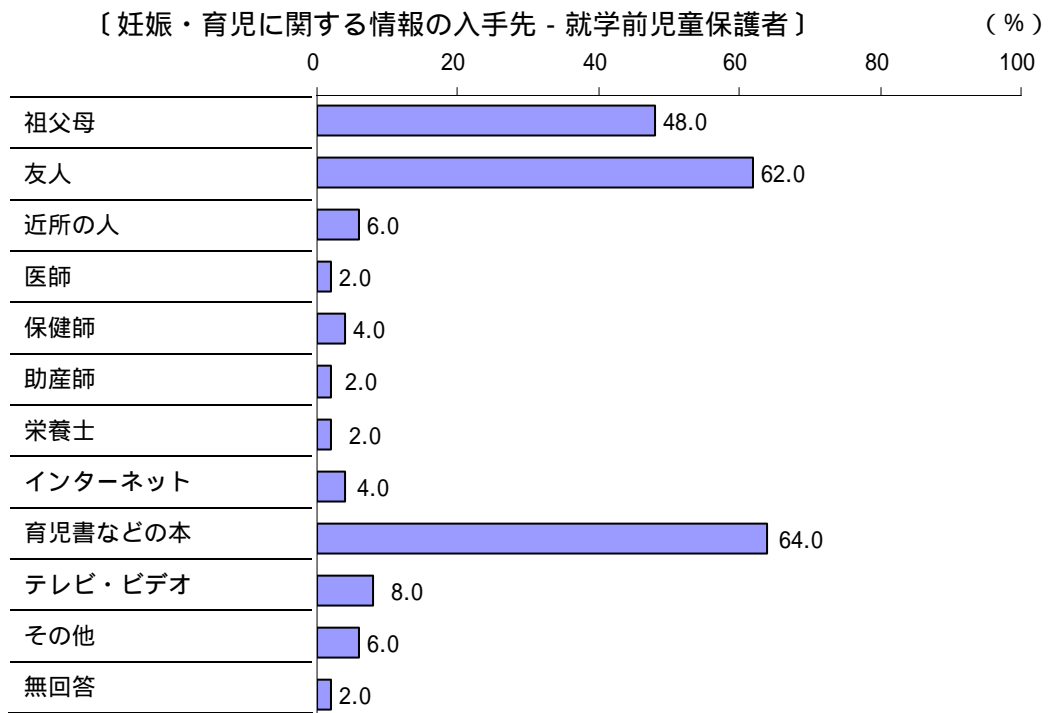
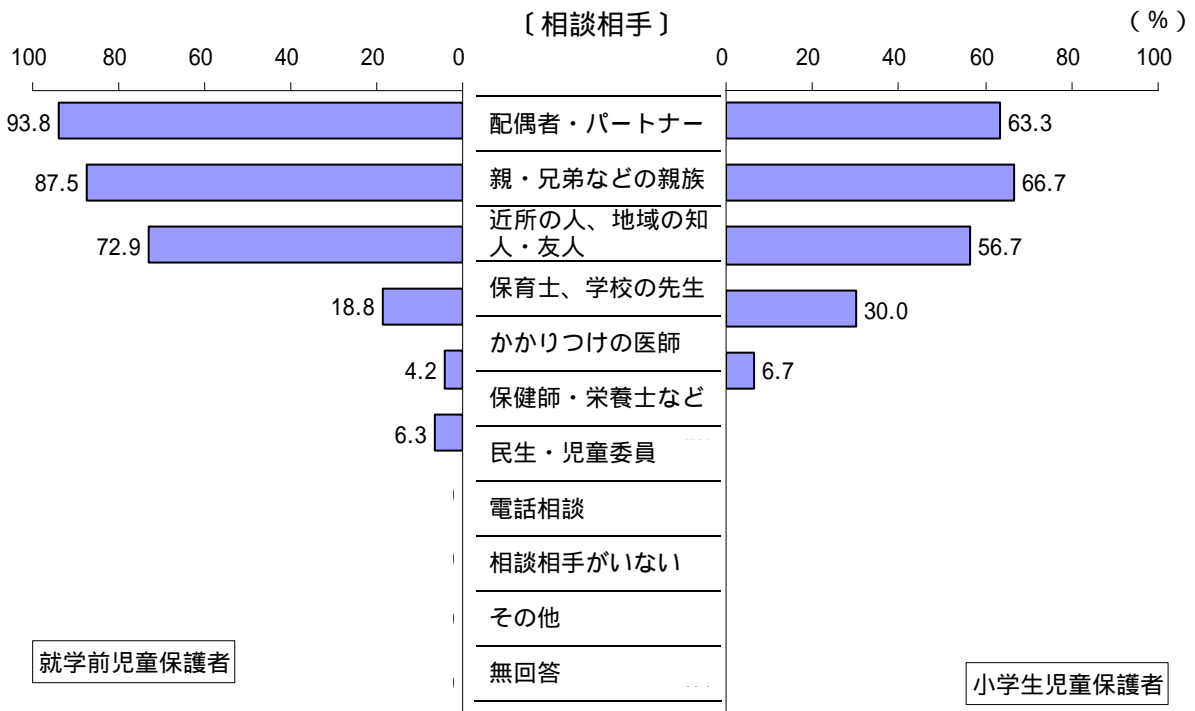
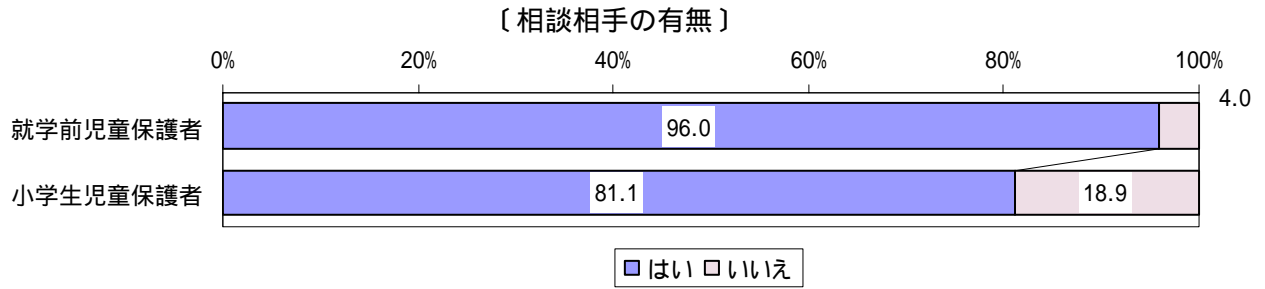
健康については、毎週水曜日に定期健康相談を実施し、希望者に身体測定や個別相談等を行っている他、電話及び来所相談も随時行っています。母子手帳交付時にも相談を行っており、妊娠、出産、育児に伴う不安の軽減を図っています。

本村では、全国平均と比較すると同居家族は多いものの、核家族は増加傾向にあり、また、少子化の進行により同じ年齢ぐらいの子どもを持つ保護者同士の交流機会も持ちにくくなり、子育てについて自信が持てなかったり、不安や困り事などを抱えているという保護者もみられ、就学前児童の保護者においては半数近くにのぼります。また、次世代育成支援ニーズ調査では、ほとんどの保護者が子育てに関して気軽に相談できる相手がいると回答しており、相談相手としては「配偶者・パートナー」「親・兄弟などの親族」「近所の人、地域の知人、友人」と身近な人が大半を占めています。一方、保育士や学校の先生は 2 割を割り、かかりつけの医師や保健師・栄養士などは 1 割未満と、専門家や専門職員への相談は少ない状況です。

適切な助言や支援によって子育てに対する不安や負担の軽減が図られるように、専門職員による相談活動の活用促進に努めるとともに、身近で信頼のできる相談窓口となるように、各相談窓口や機関との連携を保ちながら、相談体制の充実に取り組むことが重要となっています。

情報面においても、入手先は育児書などの本、友人、祖父母などが多く、保健師や栄養士、助産師などの専門職員からの入手は少ない状況です。

妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及や、子育て支援サービスや制度などの子育て家庭に必要な情報がすべての子育て家庭に公平に提供できるように、村民が入手しやすく、分かりやすい情報提供に努めていく必要があります。



(平成 15 年度 次世代育成支援ニーズ調査)

◆ 施策・事業の取り組みの方向

子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、子育てや育児不安などについて気軽に相談できる場や、子育て情報が迅速かつ的確に入手できるような情報提供体制の向上に取り組んでいきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
相談体制の 充実	相談機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 各相談窓口や機関の連携強化に努め、情報の交換や事例研修を行うなど、多種多様な相談に適切なアドバイスや支援が行えるように努めます。 ● 研修への参加促進を図るなど、相談員の資質の向上に努めます。 	保健福祉課	A
	相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ● 各相談窓口の周知に努め、活用促進を図ります。 	保健福祉課	A
	プライバシーへの配慮 <ul style="list-style-type: none"> ● 相談時にプライバシーが確保できるように配慮します。 	保健福祉課	A
情報提供の 充実	情報提供手段の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● 広報やパンフレット、ホームページ等を活用するなど、子育てに関する情報がすべての子育て家庭に伝わるように、情報提供手段の充実に努めます。 	保健福祉課	A
	総合的な情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 各機関との連携を強化し、情報の収集に努め、総合的に情報が提供できるように努めます。 	保健福祉課	A
	転入時のフォロー体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 転入時には子育てに関する不安を抱えている保護者も多いため、相談窓口や各種サービス・制度等の子育てに関する情報が十分に伝わるように努めます。 	保健福祉課	A

(2) 子育て支援サービスの充実

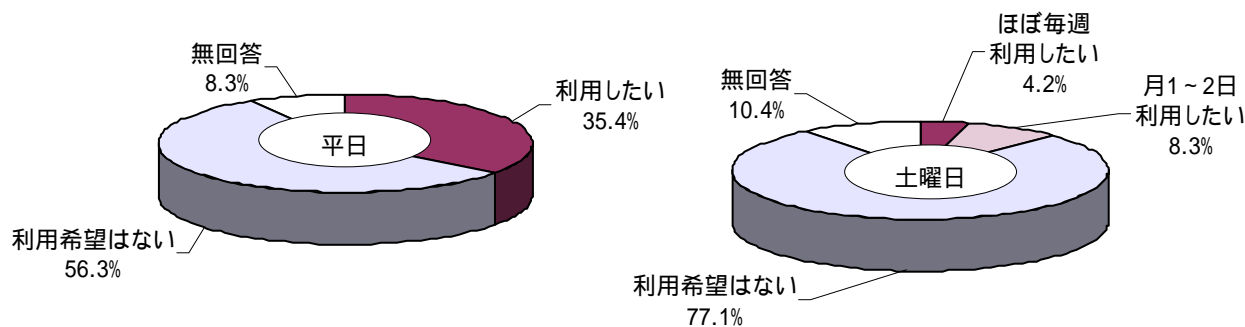
◆ 現状と課題

村では、平成9年度に「ふれあいセンター福寿」に放課後児童クラブ(学童保育)を設置し、保護者が就労や病気・介護などの理由により昼間保護者のいない家庭の子ども達に遊びや集団生活の場を提供に努めています。また、平成13年度に忠類保育所内に子育て支援センターを開設し、育児相談や子育てに関する情報の提供、親子での遊びや交流などを行うとともに、就学前児童の交流機会の拡充を図るため、平日に保育所を無料開放し、平成16年7月からは時間帯も利用しやすくなるように、8時30分から11時30分までの3時間に拡大するなど、子育て支援サービスの充実に努めています。

しかし、核家族化の進行、共働き家庭の増加及び勤務形態の多様化などにより、放課後児童クラブ(学童保育)についても利用希望者の増加など、子育てサービスに対するニーズも増加・多様化してきています。また、子どもが病気になったときや急用で保育ができなくなった場合に、困難を感じた保護者も多くいます。

子育てにゆとりが持て、子育ての喜びや楽しみが実感できるように、子育て支援サービスの一層の充実を図り、利用の促進を図っていくことは重要な課題となっています。

〔放課後児童クラブの利用意向 - 小学生児童保護者〕



(平成15年度 次世代育成支援ニーズ調査)

〔急用等で子どもの保育ができなくなった場合の困難度〕

(%)

項目			困難と感 じている 人の割合	非常に困 難	どちらかと いうと困難
子どもが病気で保育所な どを休まなければならな くなった時	父親または母親が 仕事を休んだ場合	就学前児 童保護者	87.5	37.5	50.0
	親族・知人に預け た場合	就学前児 童保護者	66.7	0.0	66.7
緊急の用事（冠婚葬祭、 保護者・家族の病気など） で日中子どもの面倒をみ られなくなった時	父親または母親が 仕事を休んだ場合	就学前児 童保護者	76.9	15.4	61.5
	親族・知人に預け た場合	就学前児 童保護者	52.2	17.4	34.8
保護者の用事などにより、子どもを泊りがけ で家族以外に預けなければならなくなり、親 族・知人に預けた場合		就学前児 童保護者	64.7	23.5	41.2
		小学生児 童保護者	42.9	14.3	28.6

(平成 15 年度 次世代育成支援ニーズ調査)

◆ 施策・事業の取り組みの方向

増加・多様化する地域住民のニーズに対応していくため、各種子育て支援サービスの浸透を図り利用促進に努めるとともに、限られた予算の中で効果的なサービスが提供できるように地域資源を活用するなど、サービスの充実に向けた工夫・検討をしていきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
子育て支援 サービスの 充実	サービス提供体制の充実 ● 地域の実情や子育て家庭のニーズを踏まえながら、サービス内容の充実や効率的なサービスが提供できるように、サービス提供体制の充実に努めます。	保健福祉課	A
	サービスの利用促進 ● 広報やパンフレットなどを活用して各種子育てサービスや制度の周知に努め、利用促進を図ります。	保健福祉課	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
	<p>放課後児童クラブの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童がないように、受入れ体制の整備に努めます。 ● 土曜日の受入れ体制の整備を進めるとともに、安全な保育スペースの確保に努めます。 	保健福祉課	A
	<p>子育て支援センターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センター専任指導者の育成を図ります。 ● 地域の子育て家庭における育児支援を行う拠点として、施策の充実及び周知方法等を検討していきます。 	保健福祉課	A
経済的負担のあり方の検討	<p>経済的負担のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭の経済的支援について、費用負担のあり方を検討するとともに、国や北海道に制度の改善を求めています。 	保健福祉課	B



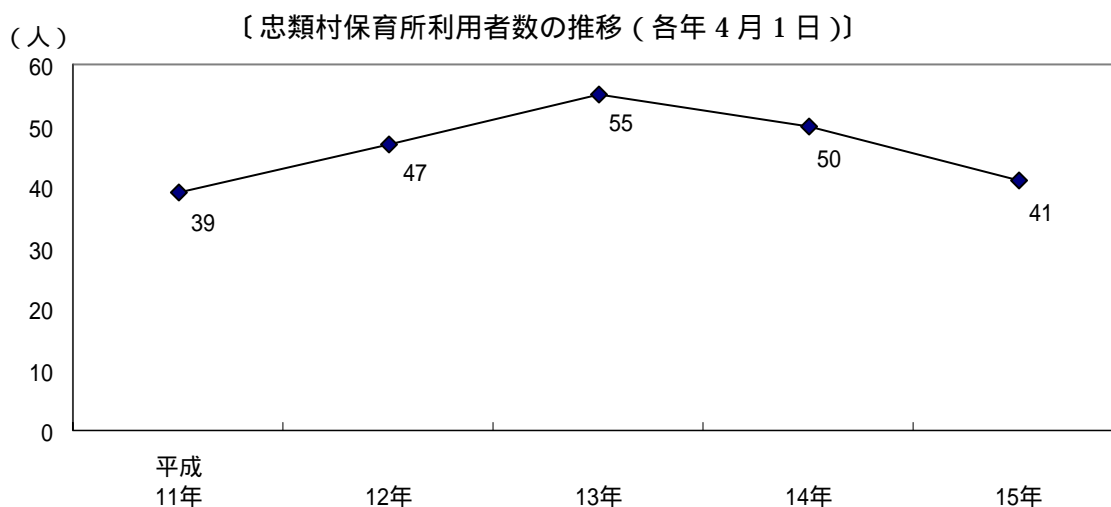
(3) 保育サービスの充実

◆ 現状と課題

村内には定員 70 人のへき地保育所（忠類保育所）が 1 か所設置されており、平成 16 年度は 2 歳児から 5 歳児までの 48 人が入所しています。保育所の児童数は、近年大きな変化はみられないものの、低年齢児保育などのニーズに対応するため、平成 15 年度から満 2 歳以上児を対象に一時保育を開始し、平成 16 年度には対象年齢を満 1 歳 6 か月以上に引き下げるなど、保育サービスの充実を図っています。

本村では、職業を持つ女性が多いため、仕事と子育ての両立を支援体制が充実するように、地域の施設や住民など地域資源の活用や近隣市町村との協力体制の強化などにより、保育サービス事業の展開を検討していく必要があります。

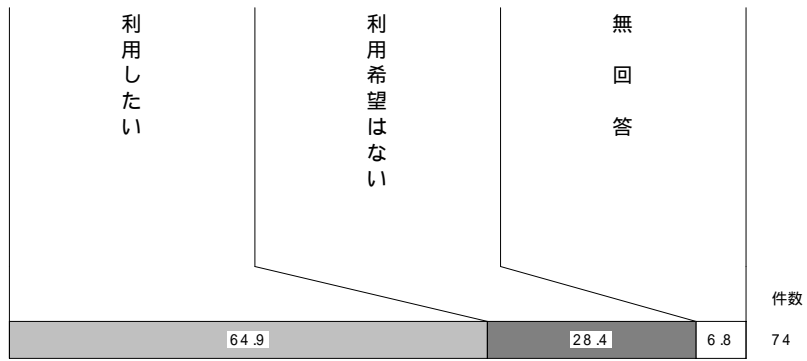
また、核家族化と少子化の進行の中で孤立したり、子育てに不安や負担を持つ家庭もみられるため、子育てに関する情報の発信や相談体制の充実など、より一層地域に開かれた保育所となるように取り組んでいくことが期待されています。



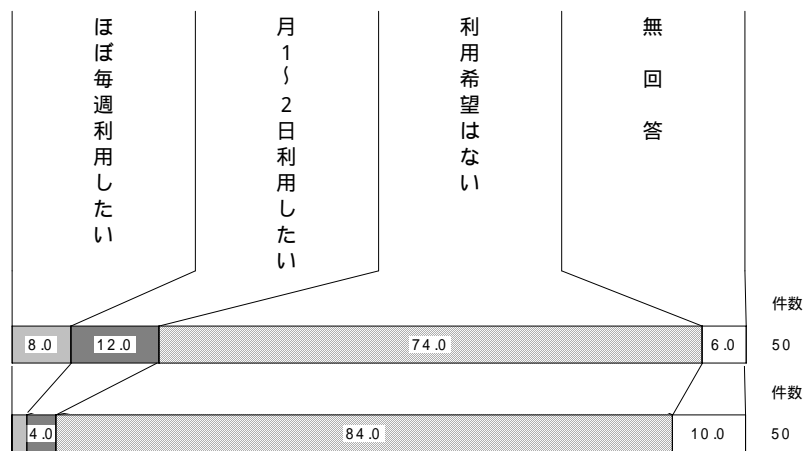
年齢別	平成				
	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
2 歳児	8	9	10	4	1
3 歳児	11	13	17	13	7
4 歳児	14	12	15	19	14
5 歳児	6	13	13	14	19
合計	39	47	55	50	41

(村調べ)

〔平日の保育希望 - 就学前児童保護者〕 (%)



〔土曜日・日曜日の保育サービスの利用希望 - 就学前児童保護者〕 (%)



(平成 15 年度 次世代育成支援ニーズ調査)



◆ 施策・事業の取り組みの方向

核家族化や女性の社会進出が進むとともに、保育サービスに対するニーズが増加、多様化していくため、子どもの幸せを第一に考えながら、利用者の生活実態や意向を踏まえた事業の展開や体制の整備について検討していきます。

また、安心して子どもを預けられるように、保育サービスに関する情報提供やサービス評価等により、保育サービスの質の向上を図ります。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
保育サービスの充実	忠類保育所の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 年間保育計画の公表・情報提供を行います。 ● 保育士の研修事業への参加を促進し、保育士の資質の向上に努めます、 ● 自己評価を導入するなど、保育サービスの質的向上に努めます。 ● へき地保育所の入所対象年齢の引き下げ等、サービス内容の充実を図ります。 ● 地域に開かれた保育所として、保育に関する情報の提供や相談への対応に柔軟に取り組んでいきます。 	保健福祉課	A
	特別保育事業等へのニーズへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の労働時間に合わせた延長保育の拡大など、地域のニーズにあったサービス提供に努めます。 	保健福祉課	B
	家庭教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所と父母の連携による家庭教育に関する啓発活動の推進を図ります。 	保健福祉課	A

(4) 地域における子育て支援ネットワークづくり

◆ 現状と課題

本村では人口規模が少なく、少子化も進行しているため、子育てをする者同士、子ども同士が日常生活の中で交流する機会は限られ、保護者の育児不安や孤独感などにつながるものが懸念されています。

村では、子育て支援センターや母子保健事業における各種教室等において、交流機会の充実に努めていますが、子育てサークル等は設置されていない状況です。

同世代の子どもを持つ母親同士の交流を要望する声もあるため、自主活動が活発になるようにサークルの発足や育成の支援に努めていく必要があります。

また、子育て家庭にとどまらず、地域住民が地域の子子ども達に関心を持ち、地域の子育て支援体制が構築されるように、地域全体の子育てネットワークづくりを推進していくことも大切です。

村内のふれあいセンター福寿は、高齢者生活福祉センター、在宅介護支援センター、福祉センター、異世代交流センターの機能を持つ複合施設であり、放課後児童クラブ(学童保育)児童とデイサービス(通所介護)利用者等の交流が定期的に行われています。また、施設内に図書室が設置されており、ロビー周辺を異世代交流コーナーとして位置付けするなど、世代間交流を推進しています。地域住民の子育て支援に対する意識の醸成を図っていくためにも、こうした異世代交流などの地域住民と子どもとの交流機会の拡充に努めていく必要があります。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

保護者同士が交流し、共に話し合い、課題の解決に向けて取り組めるように、子育てサークルの発足・育成の支援に努めます。

また、よりきめ細やかな子育て支援体制が構築できるように、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
交流事業の 充実	<p>交流事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者同士の交流を促進し、仲間づくりや子育てに関する情報の交換などが活発に行われるように、子育て支援センターや母子保健事業における交流事業の充実に努めます。 	保健福祉課	A
子育てネッ トワークの 構築	<p>地域住民の交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より活発な世代間交流が図られるような施策の推進を図ります。 	保健福祉課	A
	<p>子育てネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センター、村、地域住民の協力による地域の子育て支援体制の構築を図ります。 ● 地域住民が積極的に子育て支援活動に参加するように、啓発活動に努めます。 ● 子育て支援に関する活動をしているボランティア団体等の支援を図るとともに、連携を深めながら地域の子育て支援体制の基盤づくりを図ります。 ● 地域の子どもを見守っていくため、老人クラブや地域の各種団体との連携を図ります。 	保健福祉課	A

(5) 児童の居場所づくり、児童健全育成

◆ 現状と課題

村では、子ども達の放課後等の時間を有意義に、そして、安全・安心に過ごせるように、野球・バレーボール・スケートの各スポーツ少年団活動に対し、学校開放を行っています。また、ふれあいセンター福寿内の遊戯室や図書室を開放し、安全な遊び場所として提供しています。しかし、小学校1年生20人の内13人が放課後児童クラブ(学童保育)に入所し、地域内に遊び相手がいないなど、過疎地域特有の問題もみられます。

また、次世代育成支援ニーズ調査では、子どもの遊び場について、小学生児童の保護者は、「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」など、遊び場の不足を感じている様子がうかがえます。放課後の過ごし方をみても、14～16時は学校や放課後児童クラブ、16～18時は少年団活動や家族・親族と過ごしている児童が比較的多い他は、家で兄弟・姉妹と子どもだけで過ごしたり、家でひとりで過ごしている子どもも若干みられ、18時以降は大半の子ども達が家族・親族と過ごしており、全体的に、子ども達の放課後の居場所が限られている状況がうかがえます。

子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながるため、子ども達の遊び場や活動の場・機会を充実していくことは重要な課題といえます。

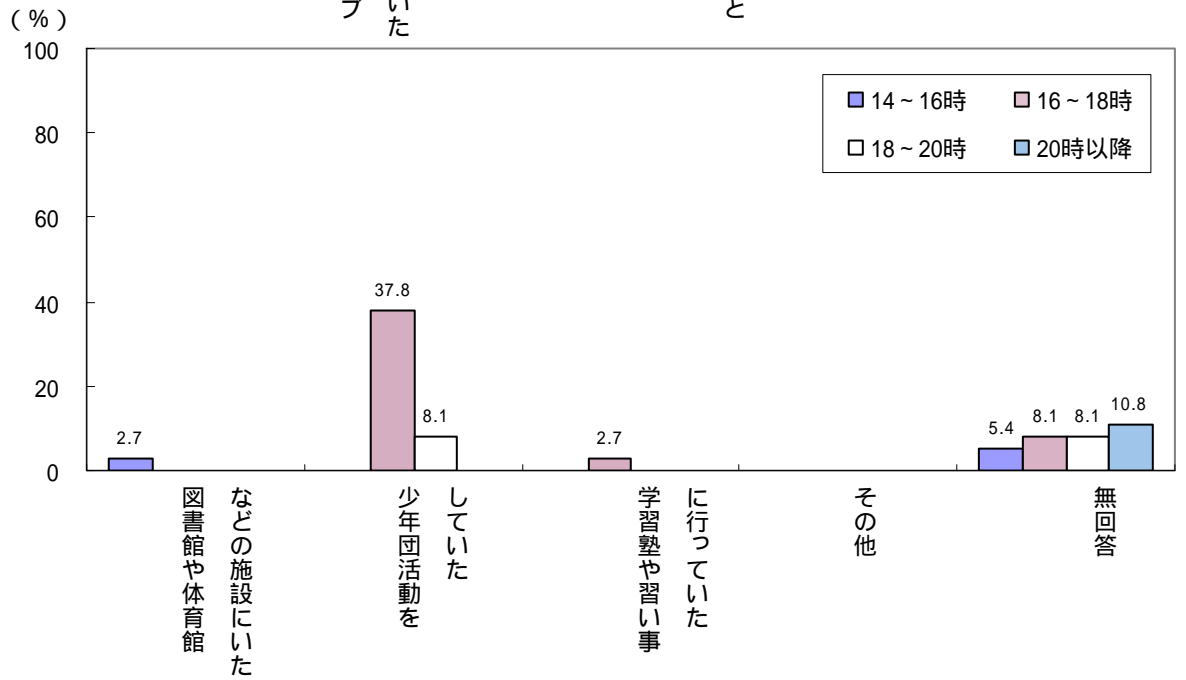
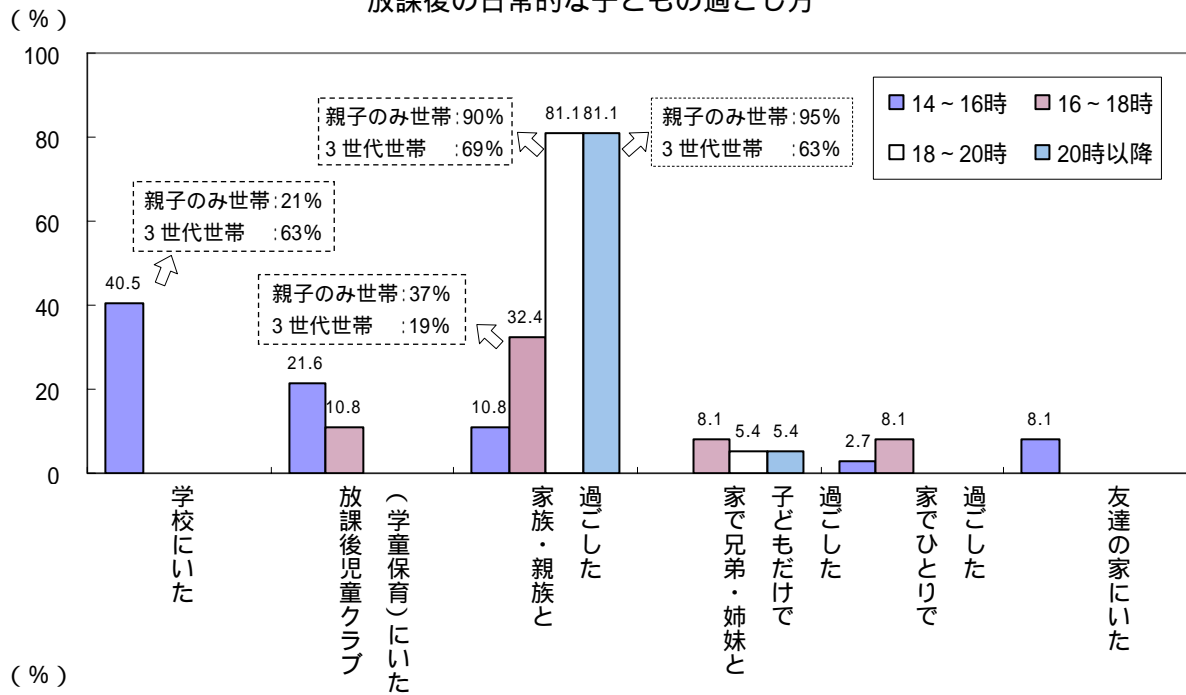
また、児童の健全育成を図る上で、ふれあいセンター福寿や学校等の社会資源の活用とともに、子ども会やスポーツ少年団、ボランティア等と連携した取り組みを推進することも重要です。また、非行、不登校、引きこもりなどの問題行動に対しても、専門機関への協力要請を図りながら、適切な対応に努めていく必要があります。

〔子どもの遊び場について感じること(上位4位) - 小学生児童保護者〕(%)

順位	項目	比率
1位	近くに遊び場がない	35.1
2位	雨の日に遊べる場所がない	29.7
3位	いつも閑散としていて寂しい感じがする	21.6
4位	遊具などの種類が充実していない	13.5
〃	遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない	13.5

(平成15年度 次世代育成支援ニーズ調査)

放課後の日常的な子どもの過ごし方



(平成 15 年度 次世代育成支援ニーズ調査)

◆ 施策・事業の取り組みの方向

児童健全育成を図る上で、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達、規範意識の形成は重要なため、放課後や週末等に児童が自由に遊べ、安全に安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

同時に、児童相談所、学校、保護司、警察、ボランティア等の地域住民団体が連携し、非行防止や問題行動への対応、不登校、引きこもりなどの各種問題に適切に対応できるような体制の整備に努めます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
児童の居場所づくり	活動の場の充実 ● 児童の居場所となる場を、子育て支援の場としても活用できるように、場所の有効活用を検討します。	保健福祉課	A
	少年団活動の支援 ● 少年団活動については、地域の指導者の養成を図っていきます。	教育委員会	A
児童健全育成	児童健全育成 ● 学校や各種機関が連携し、非行防止、問題行動への対応、不登校・引きこもり対策など、児童の健全育成を目指した施策を検討し、推進していきます。	保健福祉課 教育委員会	A

目標 2 親子の健康の確保及び増進

〔第 2 次忠類村母子保健計画より〕

- (1) 妊娠から出産まで安心してすごせる
- (2) その子らしくすこやかに成長・発達ができる
- (3) 親が子育て力を高め、自信を持って育児ができる
- (4) 子どもひとりひとりの成長に応じた食べる力を豊かに育むことができる
- (5) むし歯や歯周疾患の予防ができる
- (6) 思春期の子どもが生涯を通して健康に生きる力を育てる



(1) 妊娠から出産まで安心してすごせる

◆ 現状と課題

妊娠中の異常を予防し安全な分娩を迎えることが必要である。

H9～14年の妊婦一般健康診査における有所見者は185人中21人(11.4%)でした。最も多いものは貧血で16人、その他は妊娠悪阻や切迫流産です。また、妊娠中も喫煙していた母親は未就学児・小学生ともに若干みられます。妊婦の喫煙が低出生体重児、早産などの原因となるほか、妊娠中の異常が分娩時の異常を引き起こすことも考えられ、母子ともに危険な状態となる可能性があります。現在本村における低出生体重児は年間1人程度と少なく、妊産婦死亡も0の状態が続いています。そのため今後も妊娠期を異常なく過ごし、安全な分娩を迎えられるよう支援することが必要です。また、喫煙においては妊婦自身が喫煙しない場合でも、周囲の者が喫煙することで受動喫煙の被害も考えられるため家族も含めた支援も必要であると考えられます。

出産前から妊娠・出産・育児について正しい知識を得る場が必要である。

現代社会では、テレビ・雑誌・インターネットなど簡単に情報を得られる環境にありますが、アンケートによると、主な知識や情報収集の方法として多かったのは「育児書」で50人中32人(64.0%)、「友人」は31人(62.0%)、「祖父母」は24人(48.0%)でした。また、子育てで悩んでいることという設問に対し、「育児方法がわからない」と答えている者も5人(10.0%)いました。妊婦への指導時に乳児とのふれあい体験の有無について聞いていますが、「抱いたことがある程度」という者が多く、乳児と接する機会が少ない現状です。現在、母子関係の確立などから妊娠中から母乳栄養の確立に向けた指導を行っていますが、母の母乳栄養に対する意識や実践方法の理解については現状が把握できていません。

妊娠・出産・育児について正しい知識を得ることで正常な妊娠の経過、出産・育児への不安の軽減につながると考えられるため、保健指導・相談等の機会の充実を図り、具体的で、実用的な情報を得ることで不安の軽減を図ることが必要であると考えられます。

妊娠中からの仲間づくりをする必要がある。

現在、お母さん教室以外に妊婦同士が交流できる機会がなく、妊婦数が少ないためお母さん教室の実施も困難です。しかし、妊婦同士が知り合う機会が欲しいという声もあり、アンケートによる乳児健診を受けた感想でも50人中17名(34.0%)が「友達ができてよかった」と答えています。妊娠中から妊婦同士の交流の機会を持つことは、出産後の母親同士の交流にもつながると考えられ、同じ立場にある者同士が交流し、悩みを話し、情報を交換できる場があることは、

妊娠中・出産後の母親の精神的安定にもつながると考えられます。

父親も一緒に、出産・育児をする意識付けをしていく必要がある。

現在、父親への指導の機会を持っていない、現状もわからない状況です。しかし、育児には父親の協力が不可欠であり、アンケートにおいても母親が相談できる相手としては配偶者が最も多くなっています。そのため妊娠中から父親へ関わる機会を持ち、父親も正しい知識や家族で出産・育児をしていく意識を持ち母親の支えとなれるよう支援することが必要です。

不妊に関する相談体制を検討することが必要である。

全国的に社会の多様化・結婚年齢の上昇などから不妊カップルが増加し、不妊治療に対する支援が求められていますが、現在不妊に関する実態把握はできていません。医療機関による治療技術は進歩していますが、不妊であることで様々な精神的苦痛を感じていることも考えられます。そのため、不妊に関する相談や情報提供できるような体制整備の検討が必要であると考えられます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
妊娠から出産まで安心してすごせる	<p>父親と母親が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を主体的に学ぶことで、乳児との生活がイメージでき、出産後安心して子育てができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の父親への健康教育・訪問指導などの実施。 ● 実際に乳児とのふれあいの場、先輩お母さんとの交流の機会を持ち、先輩お母さんとの交流や乳児とのふれあい体験の機会をつくる。 ● 新生児との生活について具体的に学べるよう、健康教育・訪問指導などを行う。 ● 妊娠中・出産後に相談できる機関の紹介や気軽に相談できる関係づくりにつとめる。 ● 妊娠中から母乳栄養の普及・継続に向けて指導の充実を図る。 	保健福祉課	A
	<p>妊娠中の異常を防ぎ、安全に出産できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期を正常に過ごせるための健康教育・訪問指導などを行う。 ● 定期健診の受診勧奨。 	保健福祉課	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防など関係機関との連携を図り、緊急時の対応体制を整える。 ● 緊急時の対応について妊婦へ周知する。 ● 妊婦自身や家族に対する喫煙に関する指導。 		
	気軽に不安や悩みを相談できる場や仲間を持つことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中から母親同士が気軽に集まり、仲間づくりができるような場の提供をしていく。 ● 個々の家庭の状況（勤務時間など）に応じた相談体制の強化をしていく。 	保健福祉課	A
	不妊に関する支援の体制づくり。 <ul style="list-style-type: none"> ● 不妊に関する情報提供。 ● 不妊に対する相談体制の検討。 	保健福祉課	A

(2) その子らしくすこやかに成長・発達ができる

◆ 現状と課題

受診者が満足できるような健診体制の見直しが必要である。

乳幼児健診の受診率は H9～14 年の平均で乳児健診 88.3%、1 歳 6 か月児健診 88.0%、3 歳児健診 89.4% といずれも高い状況です。アンケートでも乳幼児健診受診の感想について「医師に見てもらえて安心した」が 50 人中 18 人（36.0%）と一番多くなっており、医師の診察・発達の確認へのニーズは高い傾向にあります。その一方、「もっとゆっくりした時間が欲しかった」50 人中 6 人（12.0%）、「形式的だった」50 人中 11 人（22.0%）、「時間がかかって子どもがぐずりだす」50 人中 3 人（6.0%）などの意見もありました。現在 3 か月～12 か月児すべての児童を対象にして実施していますが、対象者の増加により、受診者が満足のいく健診ができていないため、発達の保証ができ、個別の相談にも応じられるよう、実施体制や事後フォローなどを見直していく必要があると考えられます。

子どもが正しい生活リズムを家庭のなかで整えていけるよう支援する事が必要である。

アンケートでは未就学児・小学生の共に 6 割以上の父・母が午後 11 時以降に就寝しています。子どもにおいては、未就学児で午後 9 時以降に就寝する者が 50 人中 41 人（82.0%）小学生では 37 人中 34 人（91.9%）と非常に多くなっています。1 歳 6 か月児健診（H9～14）では午後 9 時以降に寝ると答えた者は 83 人中

64人(77.1%)、午後10時以降でも26人(31.3%)、起床時間が午前8時以降の者は20人(24.1%)と子どもの遅寝・遅起きが目立ちます。生活リズムの乱れは、成長ホルモンの分泌や朝食欠食・不規則なおやつとの与え方と関係していることも考えられるため、早寝早起きなど基本的な生活習慣づくりが大切です。また、中学生に朝の気分についてアンケートしたところ、すっきりしない気分の生徒が多い傾向がみられ、これらにも生活リズム等が影響していることが考えられます。

社会的に夜型の生活となり、親自身の生活リズムの乱れが子どもの生活リズムの乱れにつながっている傾向があるため、子どもにとって理想的な生活リズムを親が理解し、家庭の中で見につけることができるよう支援することが必要です。

各家庭で乳幼児の事故防止対策を実施できるよう支援する必要がある。

厚生労働省の人口動態統計(H13)によると、幼児の死亡原因として第1位が「不慮の事故」となっており、乳幼児の事故予防は重要な課題となっています。周囲の大人が注意をすることで防げる事故も多いため、事故防止対策について具体的に学ぶ機会をつくり、安全な家庭環境づくりが実施できるよう支援することが必要であると考えます。

医療機関が1か所で個別接種ができず接種機会が少ないため、望ましい期間内に接種できるよう体制づくりが必要である。

現在、麻疹以外は個別接種できていないため、その他の予防接種は集団接種となっています。しかし、1歳までにBCG予防接種を終了している者は73.0%と、国の86.6%(2000年)よりも低くなっており、その他予防接種も標準的な年齢内に接種できている者は三種混合で65.0%、ポリオ74.6%と、低い傾向にあります。対象年齢内には実施できているものの、接種機会の増加や子どもの体調に合わせた安全な予防接種を求める声も多い傾向にあるため、できるだけ望ましい期間内に接種できるよう体制づくりが必要であると考えます。

追跡観察・要指導の児が徐々に増加しているため、早期指導に結びつける必要がある。

ことばの教室通室児数はH9~14年の間では横ばいですが、1歳6か月児・3歳児健診において経過観察となる児童は徐々に増加しています。1歳6か月児では発達の遅れや母子関係の希薄さ、多動傾向などが多く、3歳児ではことばの遅れや母子関係の問題などが多くなっています。経過観察中においても保護者の理解が得られず相談中止となるケースも少なくありません。今後は保育所等との連携や保護者とゆっくり相談のできる機会を持つことで、児の早期指導につながる必要があります。また乳児期からの母子関係の確立に力を入れ、児の情緒面の安定を図ることが必要です。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
その子らしくすこやかに成長・発達ができる	親が乳幼児の健全な成長・発達のために適切な対応がとれる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診の実施方法・内容の検討を行い、父母がゆっくり相談・指導できる体制をつくる。 ● 家庭訪問など健診事後指導の充実を図る。 	保健福祉課	A
	子どもにとって理想的な生活習慣を親が理解し、子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中から親自身の生活リズムを整えることができるよう父母への指導を行う。 ● 学校・地域との連携を図る。 	保健福祉課	A
	子どもの事故防止対策について学び、各家庭で具体的な対策がとれる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 健診や相談を通して、事故防止対策について父母への指導を行う。 ● たばこによる事故防止を目的として両親及び家族へ禁煙指導を行う。 	保健福祉課	A
	標準的な接種年齢内に予防接種を受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に正しい知識の普及を行う。 ● 接種しやすい体制づくりの検討。 	保健福祉課	A
	療育が必要な場合は身近な所で相談・指導を受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 健診時に母とゆっくり話ができる体制をつくる。 ● 関係機関と連携。(保育所、小・中学校、ことばの教室、児童相談所) ● 家庭訪問での個別支援。 	保健福祉課	A

(3) 親が子育て力を高め、自信を持って育児ができる

◆ 現状と課題

母親が育児不安を軽減し、育児に自信を持てるよう支援することが必要である。

アンケート結果より、育児に非常に不安や負担を感じる者、なんとなく不安や負担を感じる者は、未就学児 50 人中 22 人(44.0%)、小学生 37 人中 10 人(27.0%) います。気軽に相談できる人がいると回答した者は、未就学児 50 人中 48 人(96.0%)、小学生 37 人中 30 人(81.1%)でした。悩みの内容は、未就学児では、病気・発育に関することが多く、小学生は、教育に関することが多く出ていましたが、学校や公的機関に相談する者は少ないという結果でした。日頃から関係機関と連携し、母親にとって利用しやすい相談支援体制を整えていく必要があると考えます。

また、全国の「平成 12 年度幼児健康度調査」と忠類で行ったアンケートを比較してみると忠類の母親は「子育てに自信がない」「子育てに困難を感じる」人の割合が多いという結果でした。

さらに健診・相談やアンケート結果から、情報交換の場、子どもを持つ母親の集まる場が欲しいという声があり、その背景には育児不安を持っていること、村外出身の母親が多いこと、さらには、出生数が少ないことから近所に子どもが少なく、集まるきっかけや、知合いになる機会の少ないことが考えられます。気軽に集まることの出来る場を提供していくことが求められています。

以上のことから、母親を支え、育児不安を少しでも軽減させていくためには、家族を含めた地域の支援体制強化が必要です。

家族が育児力を高め、一緒に育児をしていくという意識を持つていくことが必要である。

村では、核家族が多くなっていますが、近隣に祖父母が住んでいる家族も多い現状にあります。訪問・健診等では、しつけや家族との育児方針の違いで悩んでいる者がいます。アンケートでは、相談相手として、配偶者・親が大半を占めており、家族みんなで、育児をしていくという意識を持ち、家族で話し合い、育児方針を統一していく必要があると考えます。

父親の育児、家事、子どもとのふれあい、子育ての話し合いについての母親の満足度をアンケートより見ていくと、育児参加していると答えた者(22 人)のうち、ゆったりできると答えた者(17 人)は、77.0%を占めています。母親は夫の支持、支援を求めており、気軽に相談する相手として祖父母も多く、父親のみならず、家族の支援を必要としています。子どもが安心して元気に暮らしていくためには、母親だけではなく、父親・祖父母も育児に対して正しい知識を持って育児参加していくことが必要です。

現在、父親・祖父母との接点が少なく、状況を把握できていないため、今後、育児参加状況を把握し、支援を考えていく必要があります。

育児困難により、虐待につながることも考えられ、育児を孤立させない対策と早期発見が必要である。

アンケートより、未就学児では、ゆったり気分で子どもと過ごす時間のあるものは50人中28人(56.0%)で、何とも言えない18人(36.0%)、ない4人(8.0%)という結果でした。現在、乳児健診でも母親に虐待予防ケアマネジメントシステム事業の子育て応援アンケートを実施していますが、気持ちの不安定な母親が見受けられます。育児不安や育児の孤立により、子どもに対して、手をあげたり、育児放棄をするなど虐待につながることもあると考えられます。早い段階で母親の状況を把握するとともに、虐待予防・早期発見のためにも関係機関との連携や対策が必要と考えます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
親が子育て力を高め、自信を持って育児ができる	<p>気軽に悩みや不安を相談でき、親が自信を持って楽しく子育てができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母親が気軽に自分の身体のことや不安に思っていることを相談できる体制を整える。 ● 子育てに関する情報を収集し、提供していく。 ● 母親が参加しやすいよう相談や健診体制を整備する。 ● 子育て支援サービスの紹介、その活用方法を伝えていく。 ● 母親同士集まり、ゆっくり楽しく話せる場を提供する。 	保健福祉課	A
	<p>日ごろから子育て支援において関係機関との連携を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と日ごろから、情報交換や実態の共有を図るよう努める。 	保健福祉課	A
	<p>家族が育児力を高め、話し合いながら育児方針を統一して子育てができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母親のみならず、父親・祖父母と一緒に健診や訪問などの事業を受けられるよう検討していく。 ● 家族が育児について理解しやすい資料提供と 	保健福祉課	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
	指導の充実を図る。 ● 父親が育児に参加することの必要性を感じ、積極的に協力していけるよう学ぶ機会を提供する。 ● 児との触れ合い方・遊び方について、家族で学べる機会を検討していく。		
	虐待を発生させないために、関係機関との連携や対策を整備していくことができる。 ● 虐待予防・早期発見のために、母親の育児不安を受け止められる相談体制を整える。 ● 虐待防止ケアマネジメントシステム事業を定着させ、健診での早期発見に努める。 ● 気になる母や児に対する支援を児童虐待防止ネットワーク等の関係機関と連携して展開する。	保健福祉課	A

(4) 子どもひとりひとりの成長に応じた食べる力を豊かに育むことができる

◆ 現状と課題

朝食をしっかりと食べる習慣づくりが必要である。

朝食をとらない子どもは、脳の活動が低下し、午前中の集中力を欠くという研究もされています。村では、朝食を毎日食べる習慣のない子どもが未就学児・小学生とも若干みられ、中学生では56人中9人(16.1%)と増えています。これは、全国の中高生の欠食率6.0%と比較して多い傾向にあります。また、親も2割前後に欠食がみられます。

乳児健診時のアンケートでは、父親18人中6人(33.3%)、母親18人中2人(11.1%)に朝食を毎日食べる習慣はありませんでした。平成9年の国民栄養調査によると20・30歳代の欠食の始まりが「小・中・高校生から」が3人に1人みられたという結果があります。このことから、親世代の欠食も思春期から継続された習慣である可能性が考えられるため、親を含め、小さい時から朝食の大切さを理解すれば、朝食を毎日食べる習慣づくりの重要性が高まります。

朝の気分や朝食欠食に生活リズムの乱れが関係しているとも考えられるため、早寝早起きなどの基本的な生活習慣づくりも合わせて必要です。

栄養バランスの良い食事の理解が必要である。

平成9～14年度に幼児栄養教室（1歳から1歳6か月児対象）に参加した子ども23人の1日平均摂取食品数は15.6食品であり、これは平成7年乳幼児栄養調査での1歳児23.7食品と比較してもかなり少ない傾向にあります。

また、野菜摂取についても不足傾向がみられ、特に朝食に野菜のない子どもの割合は23人中12人（52.2%）と半数以上にのぼりました。フッ素塗布や乳幼児健診の話の中でも、みそ汁の具程度の野菜しか食べていない様子が多く聞かれています。

その他、牛乳を毎日飲まない1歳6か月児も12.0%みられるなど、成長の著しい幼児期に必要な栄養素が確保されているか心配されます。

中学生では野菜を「ほぼ毎食食べている」と答えた割合が58.9%、「食べないことが時々ある」、「ほとんど食べない」と答えた割合を合わせると41.0%となっています。

子どもの頃から食事に関心を持ち、自分で選択する力をつけてもらうため、小学3～6年生対象の子ども料理教室を開催していますが、全体の対象者数に対する参加数が少なく、年々減少傾向にあります。

子どもも親も食事の大切さを理解し、興味を持って事業に参加してもらえるような働きかけや、少しでも野菜を取り入れられる等食事内容が豊かになるような支援をしていくことが重要です。また、妊娠前や妊娠中から栄養や調理について学ぶ機会の充実を図ることも必要です。

家族揃って楽しく食事をする環境が必要である。

離乳食が始まる生後5～6か月の時期から、月齢に関係なくテレビを消すなど食事環境づくりをしていない家庭が3割以上みられます。

フッ素塗布時の聞き取りでは、朝食を子どものみ（兄弟姉妹やひとり）で食べる家庭が42人中11人（26.2%）にみられました。

小学生では、「いただきます」「ごちそうさま」をいつも言う子どもが37人中18人（48.7%）と少ない傾向にありました。子ども一人で食べてはマナーも身につかないと考えられ、家族のコミュニケーションをはかる意味でも食環境づくりの大切さを親が意識し、家族揃って楽しく食べる必要があります。

母乳栄養の普及や継続のための支援が必要である。

母乳は子どもの発育、健康保持に必要な栄養素が含まれ、消化吸収しやすい上、種類の感染防御因子も豊富に含んでいるなど栄養面で多くの利点があります。その他に、母乳栄養は母子のスキンシップによる愛着形成や母体の回復を早める、噛んで食べる基礎となる顎を強くするなどの利点もあげられています。

村の母乳栄養実施状況（H9～14）は新生児期88人中42人（42.0%）で、国の44.8%よりも少ない傾向です。妊娠期から母乳栄養に関する知識をもち、出産後

も母乳栄養を継続していけるような意識づけや支援が必要です。

発育発達段階に応じた内容の離乳食がすすめられることが必要である。

離乳食の味付けを大人の食事と分けていない者が離乳初期（5～6か月児）の段階から56人中2人（3.6%）、中期（7～8か月児）で53人中2人（3.8%）、後期（9～10か月児）で61人中5人（8.2%）、11～12か月児では59人中12人（20.3%）みられる等、月齢が上がるごとに増えています。また、離乳食形態についても11～12か月児では5割弱が大人と同じになっています。離乳時期は食習慣等の基礎ができる大切な時期であるため、子どもの発育発達に応じた内容で進められることが重要です。急に大人と同じ食事内容にならないよう離乳食、幼児食の大切さを親が理解することが必要です。また、母親の調理経験の不足やレパートリーの少なさ等が食事の乱れを招き、離乳食に影響していることも考えられるため、具体的に指導していくことも必要です。

望ましいおやつを取り方について家族ぐるみで認識を深めることが必要である。

「おやつを与えている」「時々あたえている」と答えた割合を合わせると離乳初期（5～6か月児）で約3割弱、中期（7～8か月児）では約8割、後期（9～10か月児）では約9割、11～12か月児では9割強と、月齢が上がるごとに増えています。特に、11～12か月児では半数以上が定期的に与えられており、内容も赤ちゃんせんべい、ビスケット、ボーロ等お菓子を選ぶ者が多い傾向にあります。

1歳6か月児では、おやつの時間を決めていないと答えた者が3割おり、回数は2回が83人中41人（49.4%）と最も多く、次いで1回が25人（30.1%）、3回以上という人も2人（2.4%）みられました。内容は、果物、せんべい、スナック菓子が多くあげられています。

3歳児のおやつ回数は、2回が27人中16人（59.3%）と最も多く、次いで1回が6人（22.2%）、3回以上という人も5人（18.5%）みられました。

小学生でも、おやつの時間を決めていない家庭が37人中18人（48.7%）みられ、なんともいえない5人（13.5%）を含めると、約6割が時間を決めていないという現状にあります。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
子どもひとりひとりの成長に応じた食べる力を豊かに育むことができる	<p>生活リズムを整え、朝食をしっかりと食べる習慣が身につく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 朝食の大切さや必要性について親や子どもが十分理解できるよう指導内容の充実を図る。 ● 地域全体で朝食の大切さを考えられるよう情報を提供する。 	保健福祉課	A
	<p>いろいろな種類の食品をとり、バランスのよい食事ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から栄養バランスについて理解を深め、毎日の食事に取り入れられるよう健康教育を行う。 ● 小さい頃から食事に関心をもつことができるよう、学童期への指導を充実させる。 	保健福祉課	A
	<p>家族など身近な人と一緒に食べる楽しさを味わい、食への関心をもてる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食事のマナーや文化を伝える場、家族間の信頼関係を作る場として食卓を一緒に囲む大切さについて普及を図る。 	保健福祉課	A
	<p>母乳栄養に関する知識をもち、継続できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中から母乳栄養の利点等について学習する機会をもち、適切な手入れができるよう具体的な指導を行う。 ● 出産後も母乳育児を確立・継続できるよう訪問、健診、教室等で個々に合った指導を強化する。 	保健福祉課	A
	<p>授乳期、離乳期を発育に合った食事内容で進められ、幼児食への移行が適切に行える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から食の大切さについて伝え、離乳食や幼児食の進め方等を具体的に指導する。 	保健福祉課	A
	<p>子どもにとって望ましいおやつのとりを理解し、時間や内容を考えて与えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 望ましいおやつのとりの普及・実践のため、栄養指導を充実させる。 ● 自分で選択できる力を養うため、学童期への健康教育を積極的にすすめる。 ● 地域全体でおやつのあり方を考えられるよう情報を提供する。 	保健福祉課	A

(5) むし歯や歯周疾患の予防ができる

◆ 現状と課題

3歳児のう歯有病率が高いため、う歯予防に関する意識を高める必要がある。

3歳児健診での1人当たりう歯数やう歯有病率は、減少傾向ではあるものの、十勝平均と比較して常に高い状態が続いています。う蝕の発生を予防するフッ化物事業において、3歳児健診時点でフッ化物塗布を3回以上受けている者の割合はH15年度で忠類村は76.5%（17人中13人）で、十勝平均47.9%より高い状況ですが、その有病率は忠類村は38.5%、十勝28.4%と高い状況です。

う歯予防は日常の食・生活習慣が大きく関与していると考えられるため、フッ素塗布事業の内容見直しを含め、個々の生活に合わせたう歯予防に関する知識や実践できる技術を高める必要があります。

歯磨きなどの習慣が定着していないため、正しい生活習慣を身につける必要がある。

アンケートにおいて、「いつ歯磨きをしているか」という設問に対し、未就学児・小学生とも「寝る前」の歯磨きをしている者が一番多くなっていますが、未就学児で34人（68.0%）、小学生で32人（86.5%）とまだ寝る前の歯磨きが定着されていません。

家庭内で仕上げ磨きをすることは、むし歯予防のためには必要ですが、アンケートでは一番多い「寝る前」でも、未就学児で33人（66.0%）、小学生で19人（51.4%）と少ない状況です。小学生は乳歯と永久歯の混合歯列期であるため、親の仕上げ磨きの徹底と児自身の歯磨きを習慣づける必要があります。

また、中学1年生のアンケートでは、歯磨きを毎日2回以上している者は24人中10人（41.7%）、1日1回はしている者12人（50.0%）、ほとんどしていない者は2人（8.3%）でした。H11年保健福祉動向調査では、歯を毎日磨く者は95.4%となっていることから、本村においては、生涯にわたる歯と口腔の健康管理のために適切な歯科保健習慣と行動の定着化を進めていく必要があります。

甘味食品・飲料を早期から摂取することなどから、正しい食生活習慣を身につける必要がある。

平成15年度の1歳6か月児において甘味食品・飲料を摂る回数は1歳6か月児17人中0回が1人（5.9%）、1回が3人（17.6%）、2回が9人（52.9%）、3回以上が4人（23.5%）となっており、ジュース・乳酸飲料を100ml以上飲む者は84.3%でした。また、1歳6か月児健診でおやつを決めていない者はH9～15年で83人中25人（30.1%）でした。甘味食品・飲料を摂る回数が多い者の方がう歯罹患率が高い傾向にあり、時間を決めずに食べることや、1日何度も甘

味食品・飲料などを摂取することはう蝕の発生に大きく関わっています。規則正しく食事を摂取することや、間食内容を工夫し、回数を決めて飲食する習慣を身につける必要があります。

自分の口腔内に関心を持ち、歯科疾患の予防が実践できるようにすることが必要である。

12歳児の1人平均う蝕数(DMF指数)は、平成15年度で忠類村4.0本、十勝3.26本、国は平成11年学校保健統計調査では2.9本と、本村は高い値を示しています。「健康日本21」「健やか北海道21」における12歳児(中学1年生)の1人平均う蝕数(DMF指数)の2010年目標値は、1歯以下となっていますが、小学6年生ですでに1人平均う蝕数は平成14年度で2.8本、平成15年度で2.1本となっています。永久歯は5歳前後に生え初め、第2大臼歯がほぼ生えそろうのが12歳頃ですが、生えてから比較的短期間とう蝕が増加していることから、乳歯のう蝕予防対策を永久歯のう蝕予防対策につなげていく必要があります。

また、妊産婦においては妊娠・出産に伴う様々な要因の変化から、口腔状態が悪化しやすい時期であるため、妊娠中からう蝕予防に対する意識を高め、出産後も継続してもらうことが必要です。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
むし歯や歯周疾患の予防ができる	<p>う蝕予防に対する関心を高め、う蝕予防行動がとれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 正しいブラッシング法、仕上げ磨きが実施できるよう支援する。 ● フッ素の効果など、むし歯予防に必要な知識を得ることができ、実践できるよう支援する。 ● 歯科医師との連携を強化し、いつでも歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、定期健診の受診勧奨を行う。 ● 祖父母がう蝕予防事業などへ参加できるよう支援する。 ● 子どもが早期から自分の口腔内に関心が持てるよう保育所・学校等と連携を図りながら、指導内容を充実させる。 	保健福祉課	A
	<p>おやつに対する正しい知識を持ち、う蝕を予防できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● おやつ(回数・量・内容)と、う蝕の関係について理解できるよう支援する。 	保健福祉課	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
	<ul style="list-style-type: none"> ● 祖父母がう歯予防事業などへ参加できるよう支援する。 ● 子ども自身がおやつの正しい摂り方を身につけることができるよう支援する。 		
	妊産婦がう歯・歯周病予防ができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産による口腔状態の変化や、う歯・歯周病予防の正しい知識を得られるよう支援する。 ● 妊産婦の歯科検診の勧めと、歯科医師と連携を図り、体制づくりの検討を行う。 	保健福祉課	A
	自分の口腔内に関心を持ち、歯科疾患予防を実践できる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 歯周病などの歯科疾患についての知識を得ることができるよう支援する。 ● 正しいブラッシング法について、学ぶことができるよう支援する。 ● 子どもが早期から自分の口腔内に関心が持てるような事業内容を検討する。 ● 学校などと情報の共有をしながら、健康教育を行えるよう関係機関との連携を図る。 	保健福祉課	A

(6) 思春期の子どもが生涯を通して健康に生きる力を育てる

◆ 現状と課題

正しい食習慣を身につける。

アンケートにおいて、朝食について中学生の83.9%が「毎日食べる」と答えており、是非継続していきたいと思います。しかし、朝食は「いつもおいしい」と答えた者は、64.3%でした。朝の気分についても、いつもすっきりしているとはいえない者は56人中50人(89.3%)と非常に多く、朝の気分がすっきりしないことで、朝食もおいしいと感じられない者がいることも考えられます。

中学生では、徐々に自分の意思で食べる・食べないなどを選択するようになると考えられることや、妊娠期において、栄養に気をつけていない母が目立ち、若い妊婦も増えています。そのため、良い母性を育てるためにも思春期に食べることの大切さや栄養に対する知識をつけ、正しい食習慣を身につけることが必要です。

喫煙による健康被害の教育・親への教育が必要である。

「ここ1か月間に喫煙したか」との設問に対し、「はい」と答えた者はいませんが、「喫煙をカッコいいと思うか」という設問に対しては、17人(30.4%)が「わからない」と回答しています。子どものいる家庭で1人でも家族の中に喫煙者がいる割合は、未就学児で50人中37人(74.0%)、小学生で37人中26人(70.3%)と、どちらも7割を超えています。そのうち子どもの前でもタバコを吸うと答えた者は、未就学児で21人(56.8%)、小学生で19人(73.1%)でした。

現在は、タバコは自動販売機などで簡単に手に入れることができるものであるため、健康被害について本人が理解し、喫煙しないことが必要です。また、学校・親・地域全体でタバコが健康に及ぼす害を認識し、喫煙予防に取り組むことが必要です。

アルコールの害について、子どもも大人も認識を深めていくことが必要である。

「ここ1か月に飲酒をしたか」との設問に対し、12人(21.4%)が「はい」と答えており、また「大人から飲酒を勧められたことがあるか」に関しては、約半数の24人(42.9%)が「ある」と答えています。大人もアルコールの害について認識を深め、地域を含め、大人が子どもの飲酒の重大性を認識し、飲酒を勧めることや子どもの飲酒を容認しないよう指導することが必要です。

思春期の心の問題に対応できる体制づくりを検討する必要性がある。

悩みを誰にも相談していない者は13人(23.2%)おり、そのうち相談できる機関も知らないという者は6人(10.7%)でした。

子ども自身が性感染症と予防に関する知識を身につけることが必要である。

十勝管内でも若年者の性行動の問題は多くなっています。世の中に氾濫している性の情報や間違った知識による行動で、望まない妊娠により人工妊娠中絶を経験することや、性感染症に罹患する危険性があります。これらのことは身体的にも、精神的にも大きな傷となります。また、性感染症は将来不妊症となる危険性も大きくなります。性について自分の考えをしっかりと持ち行動できるよう親や子どもが性に対する正しい知識を身につけることが必要です。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
思春期の子どもが生涯を通して健康に生きる力を育てる	<p>未成年者が喫煙・飲酒できないような環境づくりができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙の健康への影響など学校や地域で喫煙について学ぶことができるよう支援する。 ● 未成年の飲酒について学び、未成年者の飲酒を妨げるような体制づくり。 	保健福祉課	A
	<p>子どもの心を受け止められる環境づくりができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校・保育所・教育委員会との連携を図り、思春期保健の現状を把握し、実態に即した対応の検討ができる。 ● 小さい時から親子関係をしっかりとつくれるような支援。 	保健福祉課	A
	<p>親と子どもが性感染症の理解を深め、予防についての知識を得ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校・教育委員会との連携を図る。 	保健福祉課	A
	<p>関係機関との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 思春期の子どもの健康の実態について共有する機会をつくる。 	保健福祉課	A

目標3 郷土を愛し未来を担う子どもの教育環境づくり

(1) 子どもを生き育てる意義の教育・啓発

..... 子どもを生き育てる意義の教育・啓発

(2) 学校教育の充実

..... 学校教育の充実

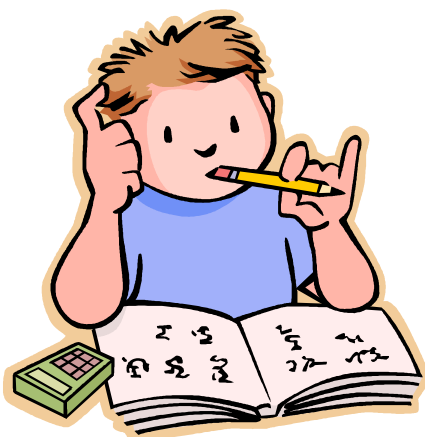
(3) 家庭や地域の教育力の向上

..... 家庭教育力の向上

..... 男女共同参画社会の推進

..... 地域の教育力の向上

..... 読書指導の推進



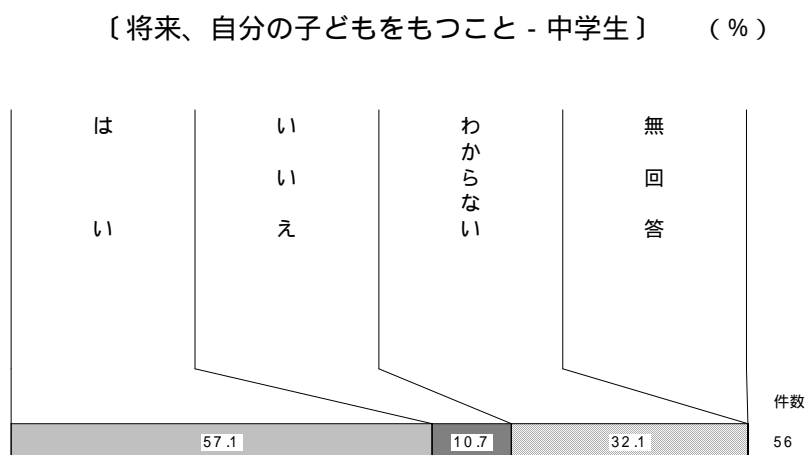
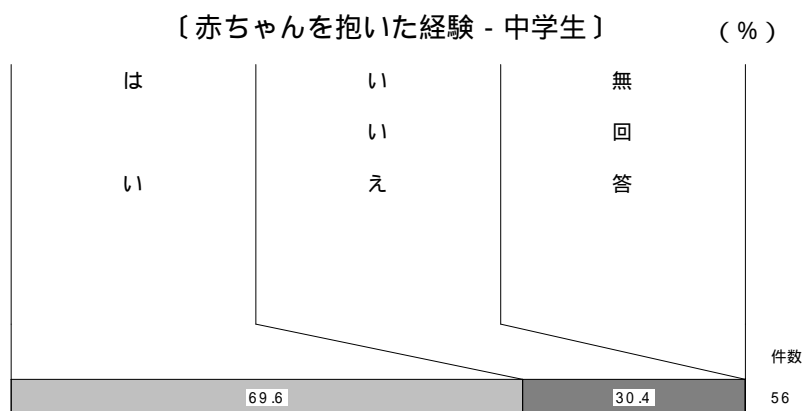
(1) 子どもを産み育てる意義の教育・啓発

◆ 現状と課題

子どもを産み育てることに関心を持ち、そして、忠類村で暮らし続けたいという意識を醸成していくことは、本村の重要な課題です。

次世代育成支援に関するニーズ調査で中学生は、赤ちゃんを抱いた経験のある中学生は7割程度にのぼりますが、将来自分の子どもを持つことに関心のある中学生生徒は6割を割っています。

児童生徒が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、保育園や幼稚園との交流機会の充実をはじめ、乳幼児とふれあう機会・場が広がるように努めていくことが大切です。



(平成15年度 次世代育成支援ニーズ調査)

◆ 施策・事業の取り組みの方向

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの意義への理解が深めていくため、各分野が連携しながら児童生徒と乳幼児とのふれあいの機会・場が広がるような取り組みを推進していきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
子どもを生き育てる意義の教育・啓発	<p>子どもを生き育てる意義の教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを生き育てることへの意義の理解が深まるように、保健、福祉、教育分野が連携した取り組みを推進します。 ● 小中学校と保育所との交流の活発化を図ります。 	保健福祉課 教育委員会	A



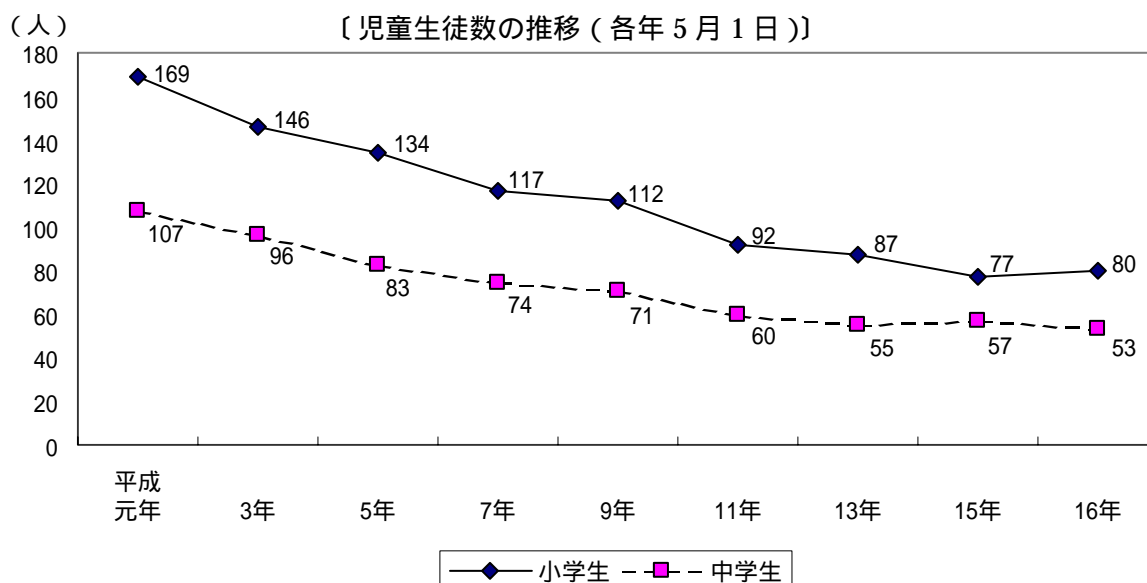
(2) 学校教育の充実

◆ 現状と課題

本村には小学校1校、中学校1校あります。児童生徒数は少子化により減少していますが、平成11年度からは比較的安定した状態が続いており、平成16年5月1日現在、小学校の児童数は80人、中学校の生徒数は53人となっています。

本村では、教職員の研修機会の拡充、健康管理指導の充実、生活学習事業、さらには国際化、情報化に対応すべくコンピューターの導入、英語指導助手の配置など、可能か限りの支援を行っています。一方、学校教育をめぐる環境は、地方分権や制度改革など様々な社会環境の変化にともない、多種多様な教育改革の展開が模索され、子ども達にも大きな影響を及ぼしています。

子ども達が豊かな心と創造性を育ていけるように、時代に対応した教育環境の整備充実を推進し、家庭、学校、地域が多面にわたり積極的に交流を深め合い、独自性豊かな教育の実現を図る必要があります。



〔小学校の状況（平成16年5月1日現在）〕

(人)

全児童数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	学級数
	80	20	15	14	13	7	

〔中学校の状況（平成16年5月1日現在）〕

(人)

全生徒数	1年生	2年生	3年生	学級数
	53	15	24	

(村調べ)

◆ 施策・事業の取り組みの方向

子どもが社会の変化の中で主体的に、そして心豊かにたくましく生きていけるように、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた学力が身につくような指導を図っていきます。そして、身近で信頼できる地域に根ざした学校となるように、家庭や地域との連携・協力を図りながら、学校運営に取り組んでいきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
学校教育の 充実	<p>学力向上のための事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域や学校及び子ども達の実態に応じた、相違工夫を生かした特色のある教育活動の展開を図ります。 ● 自ら学ぶ意欲を育て、個性尊重の教育を推進するため、教育内容を精選し、基礎的・基本的事項の定着を図っていきます。 ● 外国語指導助手やパソコンなどを一層活用し、創造力や表現力の育成を図っていきます。 	教育委員会	A
	<p>豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 授業を通してだけでなく、学校生活全体の中で豊かな心の育成に心がけます。 ● 豊かな心が育まれるように、家庭教育の充実に向けて取り組みます。 ● 児童生徒の自発的な社会参加を促進し、地域の問題に関心を持ち、他人を思いやる心を育てるため、ボランティア精神を養う教育の推進を図ります。 	教育委員会	A
	<p>体育授業、体育行事、部活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校計画に基づき、体育授業、部活動の充実に向けて取り組んでいきます。 	教育委員会	A
	<p>遊びを通じての健全な身体づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 友達と共に遊ぶことで、ルールを守ることの大切さの認識や、思いやりの心が育まれるため、集団遊びを発達段階に応じた内容となるように工夫していきます。 	教育委員会	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
	<p>性教育の実施継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健体育の授業を中心に、道徳、特別活動等の授業を通じた性教育指導を継続して行うとともに、家庭での指導が充実するように啓発していきます。 	教育委員会	A
	<p>信頼できる学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育目標の周知に引き続き努めます。 ● 保護者へのアンケート調査などによる学校評価を引き続き行います。 ● 保護者からの意見や要望を学校運営に反映していくように検討し、工夫を重ねていきます。 ● 保護者のみでなく、地域全体の人々に理解される学校運営を目指していきます。 	教育委員会	A



(3) 家庭や地域の教育力の向上

◆ 現状と課題

少子化や核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景に、子どもへの接し方や教育の仕方がわからない、しつけや子育てに自信がない、過保護や過干渉、無責任な放任など、家庭の教育力の低下が懸念されています。また、多くの世帯で子育ては母親が中心となっており、父親の関わりは子どもの成長とともに少なくなる傾向にあります。

本村では、母子保健事業や子育て支援センター、保育所などにおいて家庭教育力の向上を図る各種事業を展開しています。学校教育においても授業参観、三者懇談、家庭訪問を実施している他、学校便り等で学校の様子を家庭に知らせるなど、学校・地域・家庭との連携の強化を図っています。

今後も、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の場・機会の充実や、親子の共同体験の機会の充実、父親の子育てや家事への参加意識の醸成を図るとともに、男女がお互いの人権を尊重しあう男女共同参画社会の実現を図るなど、社会全体で家庭教育力の向上に向けて支援していく必要があります。

また、地域においても、子ども会やスポーツ少年団などが各種活動を展開しており、多くの子ども達が参加しています。また、村外活動としては、埼玉県上尾市子ども会との交流があり、毎年、訪問と受入れを交互に行っています。

今度も、子ども達が多様な学習・体験を通じて多くのことを学び、地域の文化や伝統、地域がかかえる問題等に関心を持つように、地域活動の内容の充実を図るとともに、地域に住む全ての人子ども達に関心を持ち、教育力のあふれる地域コミュニティとなるように目指していくことが期待されています。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

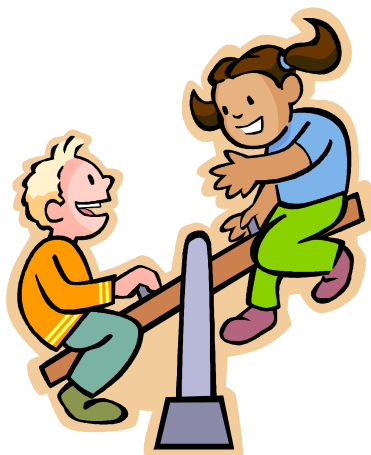
家庭教育はすべての教育の出発点として重要な役割を果たすため、保護者が家庭教育の重要性を再認識し、これからの時代にふさわしい子どもの教育の在り方について考え、子ども達がゆとりと潤いのある家庭生活の中で生きる力を育ていけるように、家庭教育力の向上を支援していきます。

また、地域住民や関係機関等の協力のもと、自然環境等の地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会の充実やスポーツ環境の整備を図る等、地域の教育力の向上に努めます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
家庭教育力の向上	講座や学習会への参加促進 ● 村内に限らず、道や近隣市町村で開催される子育て学習講座等への参加を促進します。	保健福祉課 教育委員会	A
	家庭教育に関する情報や学習機会の提供 ● 保育所や学校など関係機関が連携しながら、家庭教育に関する啓発活動及び情報の提供を行います。 ● 親子共同体験、父親の積極的な参加など、家庭教育に関する様々な学習機会の提供を図っていきます。	保健福祉課 教育委員会	A
	学校と家庭との連携体制の強化 ● 授業参観、三者懇談、家庭訪問の実施、学校便りの発行等を継続実施し、家庭教育の向上を図ります。	保健福祉課 教育委員会	A
男女共同参画社会の推進	男女共同参画社会の推進 ● 各種委員への女性参加を継続し、男女が共に意見を出し政策の立案・決定等へ共同参画していけるよう努めます。 ● 事業所や地域に男女共同の子育て意識を浸透するように啓発活動を行います。 ● 子育て支援に関わる事業を土日へ設定するなど、父と子がふれあえる事業展開等を企画していきます。	保健福祉課 教育委員会	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
地域の教育 力の向上	子ども会、ボランティア、スポーツ活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動やボランティア活動、自然体験学習など、子どもが様々な体験を通じて学んでいけるように、受け皿となる各種団体・グループへの支援を図ります。 ● スポーツ少年団活動への支援を図るとともに、スポーツを通じて多世代が交流できるような教室や行事の開催を検討します。 	教育委員会	A
	青少年交流事業の継続の検討 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村合併に伴い、事業の継続について検討していきます。 	教育委員会	A
	地域の教育力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 各世代が子育ての喜びや楽しみを共感できる学習や体験活動の提供を図ります。 ● 各世代の子育て支援意識啓発活動の推進します。 	保健福祉課 教育委員会	A
読書指導の 推進	良好な読書環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども達に読み聞かせや、良い本を与えることで、良好な読書環境づくり行っていきます。 ● 子ども達の発達段階に応じた適切な本の選択に努めます。 	教育委員会	A



目標4 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備

(1) 良好な生活環境の確保

-生活環境の整備
-住環境の充実

(2) 安全・安心のまちづくり

-交通環境の整備
-交通安全活動の推進
-防犯対策の推進
-有害環境対策の推進



(1) 良好な生活環境の確保

◆ 現状と課題

本村では、平成 13 年度を始期とし、平成 22 年度を目標とした第 4 期忠類村総合計画の 5 つの大綱である「新しい時代に対応した活力ある産業の村づくり」、「創造豊かな人と文化を育む村づくり」、「豊かな自然と共生した住み良い村づくり」、「住民とともに歩む魅力ある村づくり」を目指しています。

村の整備においても、総合計画に基づきながら、子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出したり、社会参加しやすくなるような配慮のある施設や道路設備の整備について、検討していく必要があります。

また、日常生活の基盤となる住まいについても、若い世代の定住を図る上で良質な住宅の確保は重要な施策であるため、子どもや子育て家庭が安全で、住みやすい良質な住居空間ができるように、公営住宅の管理・整備を推進していく必要があります。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

忠類村総合計画に基づき、住居、商業、工業、道路などの適切な土地利用を推進するとともに、子ども達が安全に暮らせる生活環境の創出を図ります。

また、妊産婦、乳幼児連れの者等全ての人が安心して外出できるように、公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を推進します。

さらに、子育てを担う若い世代の定住が進むように、利便性が高く、広くゆとりのある住宅が確保できるように支援していきます。

バリアフリー化

バリアとは、段差等の物理的な障壁のことを指し、通行・歩行や生活していく上での障壁をなくしていくことをバリアフリー化と言います。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
生活環境の整備	<p>生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特色ある暮らしやすい環境を形成、維持を図ります。 ● 住居、商業、工業など用途別に機能的で良好な環境形成を図るため、土地利用上の指導や相談を行い、利便性・安全性のある整備に努めます。 ● 誰もが住みよい環境となるように、家庭、地域、企業、行政などで総合的に進めます。 	<p>企画課 建設課 住民課</p>	A
住環境の充実	<p>住環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業の参入や宅地分譲などを検討し、定住化対策につなげていきます。 ● 既存の公営住宅については、必要に応じて改良・整備を進めます。 ● 公営住宅に空き室が生じた場合は、防災無線及び村内回覧により住民に周知した上で公募し、入居者選考員会において、公平な選定を行います。 ● 快適な居住環境が提供できるように、公営住宅の建設については、計画的な住宅整備を検討していきます。 	<p>総務課 企画課 建設課</p>	A



(2) 安全・安心のまちづくり

◆ 現状と課題

通行の安全を確保するため、市街地区の生活路線、通学路線等について、歩道の新設及び拡幅整備を年次的に進めており、道路区画線の更新や街路樹の整備など交通安全施設の整備にも努めています。そして、道路の新設工事及び改修工事にあわせて、主要道路にはデザイン照明等を設置するとともに、住宅地の防犯灯の更新、増設を順次進めています、

また、交通安全を保持するため、9名の交通安全指導員を配置し、通学時の交通安全指導や、定期的に各事業所、団体に参加を呼びかけ、街頭キャンペーン等を実施しており、交通安全旗の掲揚による啓発活動やチャイルドシートの貸し出しによる普及啓発も行っています。保育所においても、園児を対象としたこぐまクラブによる集合訓練を行っています。小学校では、青空教室等の各種交通安全教室を広尾警察署の協力のもとに行っており、PTA会員による新入学児童の登校時の交通安全指導も実施しており、子どものみならずPTA会員自らが交通安全意識の高揚に努めることが必要となっています。今後とも、交通安全の意識高揚を図るため、住民総ぐるみ運動の展開に努め、悲惨な交通事故の抑制に努めることが大切です。

防犯対策については、犯罪の未然防止を図るため、防災無線やチラシを各家庭に配布するなどして広報活動を主体に実施しています。また、各関係団体等との連携により、年2回の防犯診断を実施している他、小中学生全員に防犯アラームを配布し、登下校時の防犯対策を講じています。今後とも、地域住民の防犯意識の高揚を図るため、積極的な広報啓発活動を推進していく必要があります。

さらに、最近、雑誌はビデオ等による性や暴力等の有害情報が氾濫しており、子どもに対する悪影響が懸念されているため、有害環境の浄化に向けた取り組みも求められています。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行できるように、安全な道路環境の整備に努めるとともに、引き続き交通安全教育を推進していきます。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないように、街路灯（防犯灯）の設置を促進し地域住民や関係機関・団体と連携体制を強化していきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
交通環境の整備	<p>交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者等の通行の安全を確保するため、主要村道の第2次改築等の再整備など、交通環境の充実に努めます。 ● 交通安全施設の整備を引き続き推進していきます。 ● 老朽化した街路灯及び防犯等の塗装補修を推進していきます。 	建設課 産業課	A
交通安全活動の推進	<p>交通安全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全指導員の活動や保育所、学校での交通安全教室などの交通安全教育を継続して実施していくとともに、内容の充実を図ります。 ● 交通安全の意識を家庭での生活を通して学び、保護者が手本となってマナーの大切さを認識させるような活動の展開を図ります。 ● 見守り・運転時の注意等が不可欠のため、地域住民の意識の向上に努めます。 	南十勝消防 事務組合忠 類支署	A
防犯対策の推進	<p>防犯活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の防犯意識の高揚を図るため、積極的な広報啓発活動を推進します。 ● 不審者対策だけでなく、低年齢化、悪質化する児童犯罪の抑止するため、一層の体制整備・連絡に取組みます。 ● 安全管理を推進するため、警察や消防などの関係機関との連携強化を図ります。 	南十勝消防 事務組合忠 類支署	A
有害環境対策の推進	<p>有害環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 書店に対して、購入時に年齢確認を徹底するよう呼びかけるなど、有害図書対策の推進に努めます。 	保健福祉課	A

目標5 子どもの権利を守る環境の整備

(1) 児童の権利に関する条約の普及・啓発

・・・・・・・・・・・・・・・・・・子どもの人権擁護の推進

(2) 児童虐待防止対策の充実

・・・・・・・・・・・・・・・・・・児童虐待予防対策の充実

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ひとり親家庭の自立支援の推進

(4) 障害児施策の充実

・・・・・・・・・・・・・・・・・・障害児施策の充実

(5) 被害を受けた子どもの保護の推進

・・・・・・・・・・・・・・・・・・被害を受けた子どもの保護の推進



(1) 児童の権利に関する条約の普及・啓発

◆ 現状と課題

わが国では、児童の権利に関する条約を批准して以降、子どもの権利が侵害されることがどのようなことなのか、社会問題として取り上げられるようになり、親と地域の子育て力の低下が、子ども達に影響していることも要因として指摘されています。

子ども一人ひとりの成長と自立を支援していくため、「子どもの権利」の周知や学習機会の提供など、村民意識の啓発を推進していく必要があります。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

子ども達が主体性や社会性をもって、自主的に活動することができる機会を多く設け、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」に関する啓発活動を進めるとともに、児童生徒等の社会参加を支援していきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施ランク
子どもの人権擁護の推進	子どもの人権擁護の推進 ● 「児童憲章」や「子どもの権利条約」の周知を図ります。 ● 保育所や学校などにおける人権教育を推進します。	保健福祉課	A

(2) 児童虐待防止対策の充実

◆ 現状と課題

近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会における核家族化、地域社会の連帯の希薄化などによる家族機能の低下が要因と考えられます。

村では、平成 14 年 11 月に、忠類村児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、十勝地域児童虐待防止対策連絡協議会との連携を図りながら、児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決に努めています。また、十勝保健福祉事務所の指導により、平成 15 年度より乳幼児健診時に虐待予防ケアマネジメントシステム事業を導入するなど、児童虐待防止対策の充実を図っています。また、平成 16 年 12 月の児童福祉法の一部改正により、市町村の児童相談に関する役割が強化され、今後はより主体的な相談業務を担うことになりました。専門的なノウハウや知識の集積を進め、予防、発見、通告など適切な対応につなげていくためのネットワーク運営が必要になっています。

児童虐待は児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代にも引き継がれるおそれもあるため、保育所や学校をはじめとする関係機関との連携体制の強化や地域住民の意識の高揚を図り、虐待予防に取り組んでいく必要があります。

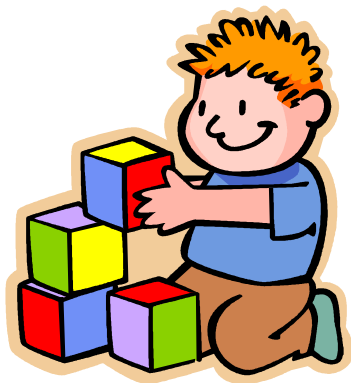
◆ 施策・事業の取り組みの方向

児童虐待の防止に向けて、相談指導体制の充実など保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るとともに、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、当事者への社会復帰支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援を図っていきます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
児童虐待予防対策の充実	児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援 ● 保育所、学校、警察などの関係機関との連携を強化し、児童虐待への迅速かつ適切な対応を図ります。 ● 地域住民に児童虐待について情報を提供するとともに、発見した場合の通報の方法等を周知します。	保健福祉課	A

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
	<p>児童虐待ネットワーク、相談体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待予防ケアマネジメントシステムを保健所の協力得ながら継続実施します。 ● 健診時のアンケート調査で状況把握を行った後の迅速、適切な対応に向けて取り組みます。 ● 保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るため、専門的な相談員の配置を検討し、家庭児童相談指導体制の充実を図ります。 ● 児童相談所の協力による実務担当者向けの研修を通じ、担当者のレベルアップを図ります。 ● 様々なケース検討や意見交換、研修等も含めた、児童虐待防止ネットワーク会議の積極的運営を図ります。 	保健福祉課	A
	<p>虐待当事者への社会復帰支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門機関などと連携しながら、虐待の当事者などへのリハビリテーションや社会復帰の援助を図ります。 	保健福祉課	A



(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

◆ 現状と課題

本村では、平成 12 年の国勢調査で母子世帯は 4 世帯となっておりますが、ひとり親家庭は全国的に増加傾向にあります。

ひとり親家庭では、保育サービスをはじめとする子育て支援はもとより、精神面を含めた各種支援を必要としており、就労支援や経済的支援などを含めて、自立促進に向けた総合的なサービスの展開を図る必要があります。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

ひとり親家庭では、保護者はひとりで 2 人分の役割を担っており、各種援護が必要な状況にあるため、保育サービスをはじめとする子育て支援や就労支援、経済的支援など、自立促進に向けた総合的なサービス展開を図ります。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立支援の充実 ● 対象家庭のニーズを把握するとともに、効果的な支援を推進していきます。 ● 就業に関する相談や必要な技能や知識を身に付けるための相談、雇用情報の提供を図ります。 ● 各種支援制度の周知を図ります。	保健福祉課	A

(4) 障害児施策の充実

◆ 現状と課題

乳幼児健診により障害の早期発見・援助に努めており、経過観察や相談が必要とされる乳幼児及び保護者に対しては、訪問指導や専門機関紹介しています。また、南十勝5町村で運営する大樹町母子通園センター(南十勝ことばの教室)は、経過観察中の児童等が気軽に通園できるように配慮して支援費制度への移行は見合わせており、補助金を受領しないで独自に運営しています。また、保育所においても対象児童が入所した場合、専任保育士を増員して配置するなどの配慮を行っています。

障害のある子どもが地域で安心して生活ができるように、在宅福祉サービスをはじめ、各分野が連携して、地域社会で自立した生活が送れるように支援していく必要があります。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

ノーマライゼーションの理念に基づきながら、支援費制度や療育、保育・教育、経済的支援、相談体制など、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携しながら障害児施策が体系的かつ円滑に実施されるように取り組みます。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施ランク
障害児施策の充実	障害児施策の充実 ● 各関係機関との連携により、療育に関する情報提供や相談体制の整備を図ります。 ● 保護者の継続的な交流の場や療育についての学習機会の提供を行います。 ● 障害児が気軽に利用できる場づくりと体制の確立を図ります。 ● 地域と連携した社会参加を促進する取り組みの展開を図ります。	保健福祉課	A

(5) 被害を受けた子どもの保護の推進

◆ 現状と課題

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きいいため、未然防止を図るとともに、児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やカウンセリング体制の充実等を図っていく必要があります。

◆ 施策・事業の取り組みの方向

学校や関係機関・団体との協働のもと、犯罪、いじめ、虐待等の危険にさらされた子ども達の保護及び回復の促進を図ります。

◆ 施策・事業の取り組みの内容

施策・事業	取り組み内容	担当主管	実施 ランク
被害を受けた子どもの保護の推進	被害を受けた子どもの保護の推進 ● 事故発生時には各家庭、職場等の協力が得られるよう、協力並びに連絡体制の整備に努めます。 ● 学校、PTA、保健所等と関係機関との連携を強化し、きめ細やかな対応を図ります。 ● 早期発見、予防等に関するカウンセリング体制の充実を図ります。	保健福祉課	A